

# 兵庫県公報

平成20年3月24日 月曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

人事委員会規則	ページ
職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1
職員の育児休業等に関する規則	41
職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則	49
人事委員会告示	
職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	51
同上	66

## 公布された法令のあらまし

- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第2号）  
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、人事委員会規則で定めることとされている事項について、所要の改正を行うこととした。
- 職員の育児休業等に関する規則（人事委員会規則第3号）  
職員の育児休業及び部分休業に関する条例の改正に伴い、人事委員会規則で定めることとされたこと等について定めることとした。
- 職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第4号）  
三木鉄道の廃止等に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月24日

兵庫県人事委員会  
委員長 下野昌宏

兵庫県人事委員会規則第2号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「人事委員会で」を「人事委員会が」に改める。

第8条第1号ア中「6級、」を削り、同号イ中「3級、」を削り、同号エ中「4級及び5級」を「5級、6級及び7級」に改め、同号オ中「6級及び7級」を「8級及び9級」に改める。

第19条第4号中「5級」を「6级以上」に改め、同条第5号中「6級」を「8級」に改める。

第19条の2第2項第1号中「新たに職員となつた職員」を「新たに職員となつた者」に改め、同条第4項中「3月で除して得た数」を「12月で除した数を乗じて得た数」に改め、同条第5項中「第2項第1号中「2号給」とあるのは「1号給」と、前項中「第1項」とあるのは「第5項の規定により読み替えて適用される第1項」を「第2項第1号中「2号給以下」とあるのは「1号給以下」と、前項中「第1項の規定」とあるのは「第5項の規定により読み替えて適用される第1項の規定」に改める。

第21条第2項第3号中「第2条第1項」の右に「の規定」を加える。

第24条第1項中「職員は」を「職員は、」に、「同条同項」を「同項」に改める。

第29条第1号を次のように改める。

(1) 自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車

第30条の3第2項を次のように改める。

2 前項に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等について、同項各号に定める期間が満了する日前に、次の各号のいずれかに掲げる事由が生ずることが予め明らかである場合には、前項の規定にかかわらず、手当額が最も低廉となる支給単位期間を定めることができる。

- (1) 退職その他の離職をすること。
- (2) 長期間の研修等のために旅行をすること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する事務所等の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他人事委員会の定める事由が生ずること。

第31条中「理由」を「事由」に改める。

第33条の4第1項中「合理的に」を「合理的と」に改める。

第37条第2項第4号中「6級」を「8級」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 看護職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が7級の職員

第37条第17項中「第3号」を「第4号」に改め、同条第21項第1号中「公益法人等派遣職員」を「公益法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）」に改め、同条第22項第1号中「100分の71超100分の145以下」を「100分の72超100分の150以下」に、「100分の91超100分の185以下」を「100分の92超100分の190以下」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の71」を「100分の72」に、「100分の91」を「100分の92」に改め、同条第25項中「公益法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）」を「公益法人等派遣職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

（給料月額の特例）

17 条例附則第28項の規定により読み替えて適用される条例附則第27項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める割合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める割合とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条、第10条、第15条関係）

行政職給料表初任給基準表

試験又は職種		学歴免許	初任給
正規の試験	上 級	大 学 卒	2 級29号給
	中 級	短 大 卒	2 級19号給
	初 級	高 校 卒	2 級 9 号給
獣 医 師		大 学 6 卒	2 級41号給
		大 学 卒	2 級29号給
普 及 指 導 員		大 学 卒	2 級29号給
		短 大 卒	2 級19号給
薬 剤 師		大 学 卒	2 級29号給
栄 養 士		大 学 卒	2 級29号給
		短 大 卒	2 級19号給
診 療 放 射 線 技 師		大 学 卒	2 級29号給
		短 大 3 卒	2 級25号給
診 療 エ ツ ク ス 線 技 師		短 大 卒	2 級19号給

臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	2 級29号給
	短 大 3 卒	2 級25号給
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2 級29号給
	短 大 卒	2 級19号給
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	2 級29号給
	短 大 3 卒	2 級25号給
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	2 級29号給
	短 大 3 卒	2 級25号給
視 能 訓 練 士	大 学 卒	2 級29号給
	短 大 3 卒	2 級25号給
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	2 級29号給
	短 大 3 卒	2 級25号給
歯 科 衛 生 士	短 大 卒	2 級19号給
	高 校 専 攻 科 卒	2 級15号給
歯 科 技 工 士	短 大 卒	2 級19号給
	高 校 卒	2 級 9 号給
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師 は り 師 き ゆ う 師 柔 道 整 復 師	短 大 3 卒	2 級25号給
	短 大 卒	2 級19号給
	高 校 卒	2 級 9 号給
保 健 師	大 学 卒	2 級29号給
	短 大 3 卒	2 級25号給
保 育 士	短 大 卒	2 級19号給
	高 校 卒	2 級 9 号給
そ の 他	高 校 卒	2 級 5 号給

備考 学歴免許が大学卒に該当する保健師のうち、准看護師の業務に従事した経験が3年以上であるものについては、初任給の欄の号給を2級33号給とする。

別表第1の2初任給の欄中「2級42号給」を「2級40号給」に、「2級38号給」を「2級36号給」に、「2級18号給」を「2級16号給」に、「2級6号給」を「2級4号給」に、「1級20号給」を「1級18号給」に改める。

別表第2初任給の欄中「1級34号給」を「1級32号給」に、「1級10号給」を「1級8号給」に、「1級34号給」を「1級32号給」に、「1級10号給」を「1級8号給」に改める。

別表第3初任給の欄中「2級10号給」を「2級8号給」に、「2級6号給」を「2級4号給」に、「1級6号給」を「1級8号給」に改め、同表の備考中「2級14号給」を「2級12号給」に改める。

別表第4初任給の欄中「1級26号給」を「1級24号給」に、「1級10号給」を「1級8号給」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第7条、第8条、第10条、第12条、第17条関係）

行政職給料表級別資格基準表

試験又は職種		職務の級 学歴免許	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
正規の試験	上 級	大 学 卒	0	3	4	4	2
	中 級	短 大 卒	0	5.5	4	4	2
	初 級	高 校 卒	0	8	4	4	2
獣 医 師		大 学 6 卒	0	1	4	4	2
		大 学 卒	0	3	4	4	2
普 及 指 導 員		大 学 卒	0	3	4	4	2
		短 大 卒	0	5.5	4	4	2
薬 劑 師		大 学 卒	0	3	4	4	2
栄 養 士		大 学 卒	0	3	4	4	2
		短 大 卒	0	5.5	4	4	2
診 療 放 射 線 技 師		大 学 卒	0	3	4	4	2
		短 大 3 卒	0	4	4	4	2
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師		短 大 卒	0	5.5	4	4	2
臨 床 検 査 技 師		大 学 卒	0	3	4	4	2
		短 大 3 卒	0	4	4	4	2
衛 生 検 査 技 師		大 学 卒	0	3	4	4	2
		短 大 卒	0	5.5	4	4	2

臨床工学技士	大 学 卒	0	3	7	11	13
	短 大 3 卒	0	4	8	12	14
理学療法士 作業療法士	大 学 卒	0	3	7	11	13
	短 大 3 卒	0	4	8	12	14
視能訓練士	大 学 卒	0	3	7	11	13
	短 大 3 卒	0	4	8	12	14
言語聴覚士	大 学 卒	0	3	7	11	13
	短 大 3 卒	0	4	8	12	14
歯科衛生士	短 大 卒	0	5.5	10	14	16
	高校専攻科卒	0	7	11	15	17
歯科技工士	短 大 卒	0	5.5	10	14	16
	高 校 卒	0	8	12	16	18
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師	短 大 3 卒	0	4	8	12	14
	短 大 卒	0	5.5	10	14	16
	高 校 卒	0	8	12	16	18
保 健 師	大 学 卒	0	3	7	11	13
	短 大 3 卒	0	4	8	12	14
保 育 士	短 大 卒	0	5.5	10	14	16
	高 校 卒	0	8	12	16	18

そ の 他	高 校 卒	0	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
-------	-------	---	-----------	-----------	-----------	-----------

備考 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号）の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法附則第7項の規定に基づく試験に合格した診療エックス線技師又は臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）附則第2項の規定に基づく試験に合格した衛生検査技師で、その免許取得前に診療エックス線業務又は衛生検査に関する経歴を有している者については、その年数の8割以下の年数を経験年数とすることができる。

別表第5の2を次のように改める。

別表第5の2（第7条、第8条、第10条、第12条、第17条関係）

研究職給料表級別資格基準表

職種	職務の級		1級	2級	3級
	学歴免許				
研究員	大学卒			0	13
	短大卒		0	2.5	13
			0	2.5	16

別表第7を次のように改める。

別表第7（第7条、第8条、第10条、第12条、第17条関係）

看護職給料表級別資格基準表

職種	職務の級		1級	2級	3級	4級
	学歴免許					
看護師	短大卒			0	7	3
准看護師	准看護師養成所卒		0	3	7	3
			0	3	10	13

別表第8を次のように改める。

別表第8（第7条、第8条、第10条、第12条、第17条関係）

警察職給料表級別資格基準表

職種	職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	学歴免許								
警察官	大学卒		0	2	2	2	4	1	6
	高校卒		0	2	2	3	4	1	6
			0	2	2	5	9	10	16

備考 職務の級3級に決定する場合の必要在級年数は、第7条第2項の規定にかかわらず、1級及び2級の在級年数を通算して2年とする。この場合において、第12条第2項第2号の規定の適用については、同号中「昇格させようとする級の1級下位の在級年数が1年以上」とあるのは「昇格させようとする級より下位の級の在級年数が2年以上」とする。

別表第10 1の款3の項中「第65条」を「第99条」に改め、同款4の項中「第53条」を「第85条」に改め、

同表 2 の款 1 の項中第19号を第20号とし、第 8 号から第18号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 臨床工学技士法による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。）の卒業者  
別表第10 2 の款 2 の項中第 8 号を次のように改める。

(8) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）及び海技課程専修科（旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士科及び旧独立行政法人海員学校専修科を含むものとし、「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年のものに限る。）の卒業者  
別表第10 2 の款 2 の項第24号中「及び第10条」を削る。

別表第10 2 の款 2 の項中第 9 号を削り、第10号を第 9 号とし、第11号から第31号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第10 3 の款 2 の項第 5 号中「海員学校本科（）」を「独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科（旧独立行政法人海員学校本科を含むものとし、）」に改める。

別表第10備考 3 中「第47条、第56条第 1 項（平成13年法律第105号による改正前の学校教育法第56条を含む。）又は第57条第 2 項」を「第57条、第90条第 1 項（平成13年法律第105号による改正前の学校教育法第56条を含む。）又は第91条第 2 項」に改める。

別表第11備考 7 第 6 号中「海技大学校本科」を「旧海技大学校本科」に改める。

別表第13を次のように改める。

別表第13（第 6 条関係）

医師・歯科医師職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	医療業務を行う職務
2 級	(1) 地方機関の医長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職務
3 級	(1) 地方機関の長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職務
4 級	(1) 複雑、困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職務

別表第14を次のように改める。

別表第14（第 6 条関係）

看護職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	准看護師の職務
2 級	(1) 看護師の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職務
3 級	(1) 主任の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職務
4 級	(1) 地方機関の課長の職務 (2) 主査の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前 2 号と同程度と人事委員会が認める職務

5 級	(1) 地方機関の副所長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職務
6 級	(1) 地方機関の長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職務
7 級	(1) 複雑、困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職務

別表第15を次のように改める。

別表第15（第6条関係）

警察職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	巡査の行う職務
2 級	(1) 巡査長の行う職務 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務
3 級	(1) 主任の職務 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査長の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前 2 号と同程度と人事委員会が認める職務
4 級	(1) 係長の職務 (2) 困難な業務を行う主任の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前 2 号と同程度と人事委員会が認める職務
5 級	(1) 困難な業務を行う係長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職務
6 級	(1) 警察本部の課長補佐の職務 (2) 警察署の課長の職務 (3) 特に困難な業務を行う係長の職務 (4) 職務の複雑、困難及び責任の度が前 3 号と同程度と人事委員会が認める職務
7 級	(1) 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 (2) 困難な業務を行う警察署の課長の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前 2 号と同程度と人事委員会が認める職務
8 級	(1) 警察本部の次席の職務 (2) 警察署の副署長の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前 2 号と同程度と人事委員会が認める職務
9 級	(1) 警察本部の課長の職務 (2) 警察署の署長の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前 2 号と同程度と人事委員会が認める職務

別表第17備考 1 中「昭和60年12月21日」を「平成20年 4月 1日」に改め、備考 2 中「100分の10」を「100分の 8」に改める。

別表第19（17）の項から（35）の項までを次のように改める。

268,500	216,000	159,100	100,100	31,400
268,500	216,000	159,100	100,100	30,000



268,500	216,000	159,100	100,100	28,600
268,500	216,000	159,100	100,100	27,200
268,500	216,000	159,100	100,100	25,800
268,500	216,000	159,100	100,100	25,200
268,500	216,000	159,100	100,100	24,600
268,500	216,000	159,100	100,100	23,700
268,500	216,000	159,100	100,100	23,100
268,500	216,000	159,100	100,100	22,500
260,500	209,400	153,900	96,900	21,900
252,500	202,800	148,700	93,700	21,300
238,600	192,200	140,500	88,800	20,600
218,800	177,700	129,600	81,900	20,300
198,900	163,100	118,900	74,900	19,900
171,800	141,400	103,200	65,500	19,300
144,700	119,500	87,600	56,200	18,500
114,800	96,200	70,700	46,400	17,600
75,300	65,300	49,400	33,800	16,900

別表第20中

「

34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

を

「

33
34
34
34
34
35
35
35
36
36
36
37
37
38
38
39

に改める。

41
42
42
43

39
40
40
41

別表第20の2中

「

30
31
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

を

「

29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

に改める。

46	45
47	46
48	46
49	47
49	47
50	48
50	48
51	49
51	50
52	51

別表第20の4を次のように改める。

別表第20の4（第13条関係）

看護職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1

18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34

51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	37
54	38	30	42	38	31	38
55	39	31	43	39	32	39
56	40	32	44	40	32	40
57	41	33	45	41	33	41
58	42	34	46	42	33	41
59	43	35	47	43	34	42
60	44	36	48	44	34	42
61	45	37	49	45	35	43
62	46	38	50	46	35	43
63	47	39	51	47	36	44
64	48	40	52	48	36	44
65	49	41	53	49	37	45
66	50	42	54	50	37	46
67	51	43	55	51	38	47
68	52	44	56	52	38	48
69	53	45	57	53	39	49
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	42	
77	61	53	65	57	42	
78	62	54	66	58	42	
79	63	55	67	59	43	
80	64	56	68	60	43	
81	65	57	69	61	43	
82	65	58	70	61	44	
83	66	59	71	62	44	

84	66	60	72	62	44	
85	67	61	73	63	45	
86	67	62	74	63	45	
87	68	63	75	64	45	
88	68	64	76	64	46	
89	69	65	77	65	46	
90	70	66	78	65	46	
91	71	67	79	66	47	
92	72	68	80	66	47	
93	73	69	81	67	47	
94	74	70	82	67	48	
95	75	71	83	68	48	
96	76	72	84	68	48	
97	77	73	85	69	49	
98	77	74	85	70	49	
99	78	75	86	71	49	
100	78	76	86	72	50	
101	79	77	87	73	50	
102	79	78	87	73	50	
103	80	79	88	74	51	
104	80	80	88	74	51	
105	81	81	89	75	51	
106	81	81	90	75		
107	81	81	91	76		
108	82	82	92	76		
109	82	82	93	77		
110	82	82	94	78		
111	83	83	95	79		
112	83	83	96	80		
113	83	83	97	81		
114	84	84	98	81		
115	84	84	99	82		
116	84	84	100	82		

117	85	85	101	83		
118	85	85	101	83		
119	85	85	102	84		
120	85	86	102	84		
121	86	86	103	85		
122	86	86	103	86		
123	86	87	104	87		
124	86	87	104	88		
125	87	87	105	89		
126	87	88	106	90		
127	87	88	107	91		
128	87	88	108	92		
129	88	89	109	93		
130	88	89	110	94		
131	88	89	111	95		
132	88	90	112	96		
133	89	90	113	97		
134	89	90	114	98		
135	89	91	115	99		
136	90	91	116	100		
137	90	91	117	101		
138	90	92				
139	91	92				
140	91	92				
141	91	93				
142	92	93				
143	92	93				
144	92	94				
145	93	94				
146	93	94				
147	93	95				
148	93	95				
149	94	95				

150	94	96				
151	94	96				
152	94	96				
153	95	97				
154	95	97				
155	95	98				
156	95	98				
157	96	99				
158	96	99				
159	96	100				
160	96	100				
161	97	101				
162	97	101				
163	97	102				
164	97	102				
165	98	103				
166	98					
167	98					
168	98					
169	99					
170	99					
171	99					
172	99					
173	100					
174	100					
175	100					
176	100					
177	101					

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。  
別表第20の5を次のように改める。

別表第20の5（第13条関係）

警察職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級



1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12
25	17	13	9	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	23	23	19	19
32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21

34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28
41	33	29	25	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30
46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	31
48	40	36	32	24	40	40	36	31
49	41	37	33	25	41	41	37	31
50	42	38	34	26	42	42	38	32
51	43	39	35	27	43	43	39	32
52	44	40	36	28	44	44	40	32
53	45	41	37	29	45	45	41	33
54	46	42	38	30	46	46	42	33
55	47	43	39	31	47	47	43	34
56	48	44	40	32	48	48	44	34
57	49	45	41	33	49	49	45	35
58	50	46	42	34	50	49	46	35
59	51	47	43	35	51	49	47	36
60	52	48	44	36	52	50	48	36
61	53	49	45	37	53	50	49	37
62	54	50	46	38	54	50	50	38
63	55	51	47	39	55	51	51	39
64	56	52	48	40	56	51	52	40
65	57	53	49	41	57	51	53	41
66	58	54	50	42	58	52	53	42

67	59	55	51	43	59	52	54	43
68	60	56	52	44	60	52	54	44
69	61	57	53	45	61	53	55	45
70	62	58	54	45	62	54	55	46
71	63	59	55	46	63	55	56	47
72	64	60	56	46	64	56	56	48
73	65	61	57	47	65	57	57	49
74	66	62	58	47	66	58	58	50
75	67	63	59	48	67	59	59	51
76	68	64	60	48	68	60	60	52
77	69	65	61	49	69	61	61	53
78	70	66	62	50	70	62	62	
79	71	67	63	51	71	63	63	
80	72	68	64	52	72	64	64	
81	73	69	65	53	73	65	65	
82	74	70	66	54	74	65	66	
83	75	71	67	55	75	66	67	
84	76	72	68	56	76	66	68	
85	77	73	69	57	77	67	69	
86	78	74	69	57	78	67	70	
87	79	75	70	58	79	68	71	
88	80	76	70	58	80	68	72	
89	81	77	71	59	81	69	73	
90	81	78	71	59	82	70	74	
91	82	79	72	60	83	71	75	
92	82	80	72	60	84	72	76	
93	83	81	73	61	85	73	77	
94	83	82	74	61	86	74		
95	84	83	75	61	87	75		
96	84	84	76	62	88	76		
97	85	85	77	62	89	77		
98	86	86	78	62	90	78		
99	87	87	79	63	91	79		

100	88	88	80	63	92	80		
101	89	89	81	63	93	81		
102	90	90	82	64	94			
103	91	91	83	64	95			
104	92	92	84	64	96			
105	93	93	85	65	97			
106	93	93	86	66				
107	94	94	87	67				
108	94	94	88	68				
109	95	95	89	69				
110	95	95	89	70				
111	96	96	90	71				
112	96	96	90	72				
113	97	97	91	73				
114	97	98	91	73				
115	98	99	92	74				
116	98	100	92	74				
117	99	101	93	75				
118	99	101	94	75				
119	100	101	95	76				
120	100	102	96	76				
121	101	102	97	77				
122	101	102	98	78				
123	101	103	99	79				
124	102	103	100	80				
125	102	103	101	81				
126	102	104	101	82				
127	103	104	102	83				
128	103	104	102	84				
129	103	105	103	85				
130	104	105	103	85				
131	104	106	104	86				
132	104	106	104	86				

133	105	107	105	87				
134		107	106	87				
135		108	107	88				
136		108	108	88				
137		109	109	89				
138		109	110					
139		109	111					
140		110	112					
141		110	113					
142		110	114					
143		111	115					
144		111	116					
145		111	117					
146		112	118					
147		112	119					
148		112	120					
149		113	121					
150		114	122					
151		115	123					
152		116	124					
153		117	125					
154		117	126					
155		118	127					
156		118	128					
157		119	129					
158		119						
159		120						
160		120						
161		121						
162		122						
163		123						
164		124						
165		125						

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第22行政職給料表の款職務の級6級及び5級の職員並びに4級の職員（人事委員会が定める職員に限る。）の項中「（人事委員会が定める職員に限る。）」を削り、看護職給料表の款及び警察職給料表の款を次の

ように改める。

看護職給料表	職務の級7級の職員	100分の20
	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員(管理職手当を受ける職員に限る。)	100分の10
	職務の級5級の職員(管理職手当を受ける職員を除く。)並びに4級及び3級の職員	100分の5
警察職給料表	職務の級9級の職員	100分の15(人事委員会が別に定める職員にあつては、100分の20)
	職務の級8級及び7級の職員	100分の10
	職務の級6級、5級及び4級の職員並びに3級の職員(巡査長の職務を行う職員にあつては、人事委員会が定める職員)	100分の5

別表第22中備考を次のように改める。

備考 給料表の適用を異にして異動した職員(異動後においてこの表に掲げられている職員になつた者に限る。この場合において、公立学校教育職員等の給与に関する規則第2条第1号に規定する職員で引き続き新たにこの表に掲げられている職員になつたものを含む。)で、異動後の加算割合が異動前の加算割合を下回ることとなるもののうち、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して人事委員会が特に必要と認める職員については、当該異動後の加算割合に100分の5を加えた加算割合が定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号ア及びイ中「教頭、教諭、」を「教頭、主幹教諭、教諭、」に改め、同号ウ中「教諭、養護教諭、」を「主幹教諭、教諭、養護教諭、」に改め、同号エ中「教頭、教諭、」を「教頭、主幹教諭、教諭、」に改め、同項第3号ア中「教諭、」を「主幹教諭、教諭、」に改め、同号イからエまでの規定中「教頭、教諭、」を「教頭、主幹教諭、教諭、」に改める。

第7条第2号イ中「同条同項」を「同項」に改める。

第9条第3項中「前項の規定」を「、前項の規定」に、「予算を考慮してその者の号給」を「、予算を考慮して、その者の号給」に改める。

第10条中「第7条」を「、第7条」に改める。

第18条の2第2項第1号中「新たに職員となつた職員」を「新たに職員となつた者」に改め、同条第4項中「3月で除して得た数」を「12月で除した数を乗じて得た数」に改め、同条第5項中「第2項第1号中「2号給」とあるのは「1号給」と、前項中「第1項」とあるのは「第5項の規定により読み替えて適用される第1項」を「第2項第1号中「2号給以下」とあるのは「1号給以下」と、前項中「第1項の規定」とあるのは「第5項の規定により読み替えて適用される第1項の規定」に改め、同条第6項中「第15条」を「第14条」に改める。

第19条の4第1項第3号中「第75条」を「第81条」に、「第73条の21第1項」を「第140条」に改める。

第20条第2項第3号中「第2条第1項」の右に「の規定」を加える。

第23条第1項中「同条同項」を「同項」に改め、同条第2項中「職員は」を「職員は、」に改める。

第28条第1号を次のように改める。

(1) 自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車

第29条の3第2項を次のように改める。

2 前項に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等について、同項各号に定める期間が満了する日前に、次の各号のいずれかに掲げる事由が生ずることが予め明らかである場合には、前項の規定にかかわらず、手当額が最も低廉となる支給単位期間を定めることができる。

- (1) 退職その他の離職をすること。
- (2) 長期間の研修等のために旅行をすること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する学校等の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他人事委員会の定める事由が生ずること。

第30条中「理由」を「事由」に改める。

第34条中「教諭」を「主幹教諭又は教諭」に改める。

第35条第 1 項中「同条同項後段」を「同項後段」に改め、同条第 2 項中「同条同項中」を「同項中」に改める。

第36条第 1 項中「教頭、教諭」を「教頭、主幹教諭、教諭」に、「教諭又は講師」を「主幹教諭、教諭又は講師」に改める。

第43条第17項中「第 3 号」を「第 4 号」に改め、同条第21項第 1 号中「公益法人等派遣職員」を「公益法人等派遣条例第 3 条第 1 号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）」に改め、同条第22項第 1 号中「100分の71超100分の145以下」を「100分の72超100分の150以下」に、「100分の91超100分の185以下」を「100分の92超100分の190以下」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「100分の71」を「100分の72」に、「100分の91」を「100分の92」に改め、同条第29項中「公益法人等派遣条例第 3 条第 1 号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）」を「公益法人等派遣職員」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（給料月額の特例）

16 条例附則第27項の規定により読み替えて適用される条例附則第26項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める割合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める割合とする。

別表第 1 初任給の欄中「1 級42号給」を「1 級40号給」に、「1 級36号給」を「1 級34号給」に、「1 級18号給」を「1 級16号給」に、「1 級 6 号給」を「1 級 4 号給」に改める。

別表第 2 初任給の欄中「2 級47号給」を「2 級45号給」に、「2 級31号給」を「2 級29号給」に、「2 級19号給」を「2 級17号給」に、「2 級 9 号給」を「2 級 7 号給」に、「1 級23号給」を「1 級21号給」に、「1 級15号給」を「1 級13号給」に、「1 級 7 号給」を「1 級 5 号給」に改める。

別表第 3 初任給の欄中「2 級47号給」を「2 級45号給」に、「2 級31号給」を「2 級29号給」に、「2 級19号給」を「2 級17号給」に、「2 級 9 号給」を「2 級 7 号給」に、「1 級23号給」を「1 級21号給」に、「1 級15号給」を「1 級13号給」に、「1 級 7 号給」を「1 級 5 号給」に改める。

別表第 4 備考 2 第 1 号中「海技大学校本科」を「旧海技大学校本科」に改める。

別表第 5 中

「

教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（任用の期限を附さない講師に限る。）	大学卒		0	10
	短大卒		0	13

」を

「

主幹教諭	大学卒		0	10
	短大卒		0	13
教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（任用の期限を附さない講師に限る。）	大学卒		0	
	短大卒		0	

」に改める。

別表第 6 中

教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（任用の期限を附さない講師に限る。）	大学卒		0	10
	短大卒		0	13

」を

主幹教諭	大学卒		0	10
	短大卒		0	13
教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（任用の期限を附さない講師に限る。）	大学卒		0	
	短大卒		0	

」に改める。

別表第7 1の款3の項中「第65条」を「第99条」に改め、同款4の項中「第53条」を「第85条」に改め、同表2の款1の項中第19号を第20号とし、第8号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 臨床工学技士法による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業者

別表第7 2の款2の項中第8号を次のように改める。

(8) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）及び海技課程専修科（旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士科及び旧独立行政法人海員学校専修科を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業者

別表第7 2の款2の項第24号中「及び第10条」を削る。

別表第7 2の款2の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第34号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第7 3の款2の項第5号中「海員学校本科（）」を「独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科（旧独立行政法人海員学校本科を含むものとし、）」に改める。

別表第7 4の款第3号中「海員学校」を「旧海員学校」に改める。

別表第9備考7第5号中「海員学校専科」を「旧海員学校専科」に改め、備考7第6号中「海技大学校本科」を「旧海技大学校本科」に改める。

別表第14を次のように改める。

職員		職務の級	調整額
第19条の4 第1項第1 号の職員	第19条の4 第2項第1 号の職員	1級	31,500円。ただし、1号給27,621円、2号給27,918円、3号給28,215円、4号給28,512円、5号給28,794円、6号給29,091円、7号給29,388円、8号給29,685円、9号給29,997円、10号給30,321円、11号給30,645円、12号給30,969円、13号給31,278円
		2級	35,700円
		3級	38,100円



	4 級	45,300円
第19条の4 第2項第2 号の職員	1 級	21,000円。ただし、1号給18,414円、2号給18,612円、 3号給18,810円、4号給19,008円、5号給19,196円、 6号給19,394円、7号給19,592円、8号給19,790円、 9号給19,998円、10号給20,214円、11号給20,430円、 12号給20,646円、13号給20,852円
	2 級	23,800円
	3 級	25,400円
	4 級	30,200円
第19条の4 第2項第3 号の職員	1 級	10,500円。ただし、1号給9,207円、2号給9,306円、3 号給9,405円、4号給9,504円、5号給9,598円、6号 給9,697円、7号給9,796円、8号給9,895円、9号給 9,999円、10号給10,107円、11号給10,215円、12号給 10,323円、13号給10,426円
	2 級	11,900円
	3 級	12,700円
	4 級	15,100円
第19条の4第1項第2号 の職員	1 級	22,800円。ただし、1号給14,880円、2号給15,030円、 3号給15,180円、4号給15,330円、5号給15,490円、 6号給15,680円、7号給15,860円、8号給16,040円、 9号給16,220円、10号給16,430円、11号給16,630円、 12号給16,830円、13号給17,030円、14号給17,250円、 15号給17,470円、16号給17,690円、17号給17,920円、 18号給18,180円、19号給18,430円、20号給18,680円、 21号給18,930円、22号給19,100円、23号給19,270円、 24号給19,440円、25号給19,590円、26号給19,760円、 27号給19,930円、28号給20,100円、29号給20,250円、 30号給20,420円、31号給20,590円、32号給20,760円、 33号給20,920円、34号給21,100円、35号給21,280円、 36号給21,460円、37号給21,630円、38号給21,810円、 39号給21,990円、40号給22,170円、41号給22,360円、 42号給22,540円、43号給22,720円
	2 級	28,100円（再任用職員にあつては、27,940円）。ただし、 1号給16,440円、2号給16,650円、3号給16,860円、 4号給17,080円、5号給17,280円、6号給17,500円、 7号給17,720円、8号給17,940円、9号給18,170円、 10号給18,450円、11号給18,720円、12号給18,990円、 13号給19,280円、14号給19,450円、15号給19,620円、 16号給19,790円、17号給19,970円、18号給20,140円、 19号給20,310円、20号給20,480円、21号給20,660円、 22号給20,850円、23号給21,040円、24号給21,230円、 25号給21,400円、26号給21,600円、27号給21,800円、 28号給22,000円、29号給22,190円、30号給22,460円、 31号給22,730円、32号給23,000円、33号給23,280円、

		34号給23,570円、35号給23,860円、36号給24,150円、37号給24,430円、38号給24,710円、39号給24,990円、40号給25,270円、41号給25,550円、42号給25,810円、43号給26,070円、44号給26,330円、45号給26,590円、46号給26,850円、47号給27,110円、48号給27,370円、49号給27,630円、50号給27,890円
	3 級	29,400円。ただし、1号給26,600円、2号給26,860円、3号給27,120円、4号給27,380円、5号給27,640円、6号給27,900円、7号給28,160円、8号給28,420円、9号給28,670円、10号給28,930円、11号給29,200円
	4 級	31,000円
	5 級	33,500円
第19条の4第1項第3号の職員	1 級	21,300円。ただし、1号給14,880円、2号給15,030円、3号給15,180円、4号給15,330円、5号給15,490円、6号給15,680円、7号給15,860円、8号給16,040円、9号給16,220円、10号給16,430円、11号給16,630円、12号給16,830円、13号給17,030円、14号給17,250円、15号給17,470円、16号給17,690円、17号給17,920円、18号給18,180円、19号給18,430円、20号給18,680円、21号給18,930円、22号給19,100円、23号給19,270円、24号給19,440円、25号給19,590円、26号給19,750円、27号給19,910円、28号給20,070円、29号給20,240円、30号給20,410円、31号給20,580円、32号給20,750円、33号給20,900円、34号給21,070円、35号給21,240円
	2 級	27,700円（再任用職員にあつては、27,600円）。ただし、1号給16,440円、2号給16,650円、3号給16,860円、4号給17,080円、5号給17,280円、6号給17,500円、7号給17,720円、8号給17,940円、9号給18,170円、10号給18,450円、11号給18,720円、12号給18,990円、13号給19,280円、14号給19,450円、15号給19,620円、16号給19,790円、17号給19,970円、18号給20,140円、19号給20,310円、20号給20,480円、21号給20,660円、22号給20,850円、23号給21,040円、24号給21,230円、25号給21,400円、26号給21,600円、27号給21,800円、28号給22,000円、29号給22,190円、30号給22,460円、31号給22,730円、32号給23,000円、33号給23,280円、34号給23,570円、35号給23,860円、36号給24,150円、37号給24,430円、38号給24,710円、39号給24,990円、40号給25,270円、41号給25,550円、42号給25,810円、43号給26,070円、44号給26,330円、45号給26,590円、46号給26,850円、47号給27,110円、48号給27,370円、49号給27,630円
	3 級	28,900円。ただし、1号給26,600円、2号給26,860円、3号給27,120円、4号給27,380円、5号給27,640円、

		6号給27,900円、7号給28,160円、8号給28,420円、 9号給28,670円
	4級	29,900円。ただし、1号給29,380円、2号給29,690円
	5級	32,500円

別表第15の2中

「		「
42		41
43		42
44		42
45		43
45	を	43
46		44
46		44
47		45
47		46
48		47
」		」

「		「
54		53
55		54
56		54
57		55
57		55
58		56
58		56
59	を	57
59		57
60		58
60		58
61		59
61		59
61		60
62		60
62		61
62		61
63		62
63		62
63		63
64		63
」		」

別表第16備考1中「昭和60年12月21日」を「平成20年4月1日」に改め、備考2中「100分の10」を「100

分の 8」に改める。

(市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する規則の一部改正)

第 3 条 市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「学校副主幹」との右に「、同項 4 級の欄中「主任」とあるのは「副主査」と」を加える。

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第 4 条 職員の管理職手当に関する規則(昭和37年兵庫県人事委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 4 号の表を次のように改める。

職務の級	区分	管理職手当
7 級	3 種	88,300円
6 級	4 種	78,000円
5 級	5 種	59,200円

別表第 2 第 5 号の表中「7 級」を「9 級」に、「6 級」を「8 級」に改める。

別表第 3 第 4 号の表を次のように改める。

職務の級	区分	管理職手当
7 級	3 種	75,800円
6 級	4 種	59,900円
5 級	5 種	44,200円

別表第 3 第 5 号の表中「7 級」を「9 級」に、「6 級」を「8 級」に改める。

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第 5 条 職員の任用に関する規則(昭和42年兵庫県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第13条第 2 号中「3 級以下」を「4 級以下」に改め、同条第 5 号中「3 級以下」を「4 級以下」に改め、同条第 7 号中「2 級」を「3 級以下」に改め、同条第 9 号中「3 級以下」を「4 級以下」に改め、同条第 14 号中「3 級以下」を「4 級以下」に改める。

附則第 6 項を附則第 7 項とし、附則第 5 項を附則第 6 項とし、附則第 4 項を附則第 5 項とし、附則第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項の規定による昇任の選考の権限を任命権者に委任する。

別表第 3 を次のように改める。

医師・歯科医師職級表

級	該当の職
1 級	医療業務を行う職
2 級	(1) 地方機関の医長の職 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職
3 級	(1) 地方機関の長の職 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職
4 級	(1) 複雑、困難な業務を所掌する地方機関の長の職 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職

別表第 4 を次のように改める。

## 看護職級表

級	該当の職
1 級	准看護師の職
2 級	(1) 看護師の職 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職
3 級	(1) 主任の職 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職
4 級	(1) 地方機関の課長の職 (2) 主査の職 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前 2 号と同程度と人事委員会が認める職
5 級	(1) 地方機関の副所長の職 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職
6 級	(1) 地方機関の長の職 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職
7 級	(1) 複雑、困難な業務を所掌する地方機関の長の職 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職

別表第 5 を次のように改める。

## 警察職級表

級	該当の職
1 級	巡査の行う職
2 級	(1) 巡査長の行う職 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職
3 級	(1) 主任の職 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査長の職 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前 2 号と同程度と人事委員会が認める職
4 級	(1) 係長の職 (2) 困難な業務を行う主任の職 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前 2 号と同程度と人事委員会が認める職
5 級	(1) 困難な業務を行う係長の職 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職
6 級	(1) 警察本部の課長補佐の職 (2) 警察署の課長の職 (3) 特に困難な業務を行う係長の職 (4) 職務の複雑、困難及び責任の度が前 3 号と同程度と人事委員会が認める職
7 級	(1) 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職 (2) 困難な業務を行う警察署の課長の職 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前 2 号と同程度と人事委員会が認める職
8 級	(1) 警察本部の次席の職 (2) 警察署の副署長の職 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前 2 号と同程度と人事委員会が認める職

9 級	(1) 警察本部の課長の職 (2) 警察署の署長の職 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前 2 号と同程度と人事委員会が認める職
-----	--

別表第 9 を次のように改める。

病院事業看護職級表

級	該当の職
1 級	准看護師の職
2 級	(1) 看護師の職 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職
3 級	(1) 県立病院の主任の職 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職
4 級	(1) 県立病院の看護長の職 (2) 県立病院の主査の職 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前 2 号と同程度と人事委員会が認める職
5 級	(1) 県立病院の看護部次長の職 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職
6 級	(1) 県立病院の看護部長の職 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職
7 級	(1) 県立病院の副院長の職（人事委員会が別に定めるものに限る。） (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職

別表第 10 2 の(1)中「6 級以上」を「8 級以上」に改める。

（職員任用に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第 6 条 職員任用に関する規則等の一部を改正する規則（昭和 46 年兵庫県人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定による昇任の選考の権限を任命権者に委任する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第 7 条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年兵庫県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 4 号に力として次のように加える。

カ 国、地方公共団体又は公共的団体が行う地域における子どもの安全を確保するための活動又は環境美化のための活動

第 17 条第 1 項第 5 号中「5 日」を「人事委員会が定める期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて連続する 5 日」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正）

第 8 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成 13 年兵庫県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「2 号給以上」を「3 号給以上」に改める。

（職員等の退職手当に関する規則の一部改正）

第 9 条 職員等の退職手当に関する規則（平成 18 年兵庫県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表イの部第 5 号区分の項中第 4 号を削り、第 9 号を第 11 号とし、第 5 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 3 号を加える。

(4) 平成 20 年 4 月 1 日以後適用されている職員の給与等に関する条例（以下「平成 20 年 4 月以後の職員給

与条例」という。)の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの

(5) 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間において適用されていた職員の給与等に関する条例(以下「平成18年4月以後平成20年3月以前の職員給与条例」という。)の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもののうち人事委員会が定めるもの

(6) 平成20年4月以後の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもののうち人事委員会が定めるもの

別表イの部第6号区分の項第4号中「平成18年4月以後」の右に「平成20年3月以前」を加え、同項第6号中「第5号区分の項第5号」を「第5号区分の項第7号」に改め、同項第7号中「第5号区分の項第6号」を「第5号区分の項第8号」に改め、同項第8号中「第5号区分の項第7号」を「第5号区分の項第9号」に改め、同項第9号中「第5号区分の項第8号」を「第5号区分の項第10号」に改め、同項第10号中「第5号区分の項第9号」を「第5号区分の項第11号」に改める。

別表イの部第6号区分の項中第5号を削り、第10号を第12号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 平成20年4月以後の職員給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの

(6) 平成18年4月以後平成20年3月以前の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの(第5号区分の項第5号に掲げる者を除く。)

(7) 平成20年4月以後の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの(第5号区分の項第6号に掲げる者を除く。)

別表イの部第7号区分の項第4号中「平成18年4月以後」の右に「平成20年3月以前」を加え、同項第5号を削り、第10号を第12号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 平成20年4月以後の職員給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの

(6) 平成18年4月以後平成20年3月以前の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの

(7) 平成20年4月以後の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの

別表イの部第8号区分の項第4号中「平成18年4月以後」の右に「平成20年3月以前」を加え、同項第7号中「第7号区分の項第1号」を「第7号区分の項第9号」に改め、同項第8号中「第7号区分の項第2号」を「第7号区分の項第11号」に改める。

別表イの部第8号区分の項中第5号を削り、第8号を第10号とし、第6号及び第7号を2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 平成20年4月以後の職員給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの

(6) 平成18年4月以後平成20年3月以前の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級若しくは4級であったもののうち人事委員会が定めるもの又は5級であったもの

(7) 平成20年4月以後の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級、6級又は7級であったもの

別表イの部第9号区分の項第4号中「平成18年4月以後」の右に「平成20年3月以前」を加え、同項第5号を削り、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 平成20年4月以後の職員給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち人事委員会が定めるもの

(6) 平成18年4月以後平成20年3月以前の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第8号区分の項第6号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会が定めるもの又は4級であったもの(同号に掲げる者を除く。)

(7) 平成20年4月以後の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの

別表イの部第10号区分の項第4号中「平成18年4月以後」の右に「平成20年3月以前」を加え、同項第6号中「第9号区分の項第6号」を「第9号区分の項第8号」に改め、同項第7号中「第7号区分の項第1号

及び第 8 号区分の項第 1 号」を「第 7 号区分の項第 9 号及び第 8 号区分の項第 9 号」に改め、同項第 8 号中「第 7 号区分の項第 2 号及び第 8 号区分の項第 2 号」を「第 7 号区分の項第 11 号及び第 8 号区分の項第 10 号」に改める。

別表イの部第 10 号区分の項中第 5 号を削り、第 8 号を第 10 号とし、第 6 号及び第 7 号を 2 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 3 号を加える。

- (5) 平成20年 4 月以後の職員給与と条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの（第 9 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。）
- (6) 平成18年 4 月以後平成20年 3 月以前の職員給与と条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったものうち人事委員会が定めるもの又は 3 級であったもの（第 9 号区分の項第 6 号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会が定めるもの
- (7) 平成20年 4 月以後の職員給与と条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの（巡査長の職務を行っていたものにあつては、人事委員会が定めるもの）

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定による改正後の職員の任用に関する規則第 13 条及び附則第 4 項の規定並びに第 6 条の規定による改正後の職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則附則第 3 項の規定は、平成20年 4 月 1 日以降の採用及び昇任の選考から適用する。

##### （特定の職務の級の切替え）

- 3 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年兵庫県条例第 14 号。以下「改正条例」という。）附則第 2 項の人事委員会規則で定める職務の級（以下「新級」という。）は、この規則の施行の日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表第 1 の新級欄に定める職務の級とする。

##### （号給の切替え等）

- 4 改正条例附則第 3 項の人事委員会規則で定める号給（以下「新号給」という。）は、前項の規定により新級が看護職給料表の 4 級となる職員（以下「看護職新 4 級職員」という。）にあつては、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表第 2 の新号給欄に定める号給とし、看護職新 4 級職員以外の職員にあつては、旧号給と同じ号数の号給とする。
- 5 附則第 3 項の規定により新級が看護職給料表の 1 級又は 2 級となる職員のうち、職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則（平成 4 年兵庫県人事委員会規則第 11 号）附則第 13 項若しくは第 14 項又は職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成 18 年兵庫県人事委員会規則第 3 号。以下「平成 18 年改正規則」という。）附則第 17 項の規定の適用を受けた者については、これらの規定の適用がなかったものとして、前項の規定を適用する。

- 6 前 2 項の場合において、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に新たに職員となった者（国及び他の地方公共団体の公務員、職員の退職手当に関する条例（昭和 37 年兵庫県条例第 50 号）第 9 条第 5 項第 2 号又は公立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和 37 年兵庫県条例第 51 号）第 8 条第 5 項第 2 号に規定する公庫等職員（以下「公庫等職員」という。）その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 10 条第 1 項の規定により退職派遣された職員で再び採用されたもの、職員の給与に関する規則（以下「職員給与規則」という。）第 11 条又は公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「教員給与規則」という。）第 10 条の規定により職務の級及び号給を決定された職員、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年兵庫県条例第 62 号）第 2 条第 2 項、第 3 条又は第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員及び任命権者の定める事由によりやむを得ず離職した職員で再び採用されたもの（附則第 24 項及び第 27 項において「平成 18 年 4 月から平成 20 年 3 月までの間に採用された人事交流等職員等」という。）を除く。）については、前 2 項の規定による号給の号数から 1 を減じて得た号数の号給とする。

##### （在級年数等に関する経過措置）

- 7 改正条例附則第 2 項の規定により新級を定められた職員（次項において「改正条例附則第 2 項適用職員」という。）に対する第 1 条の規定による改正後の職員給与規則（以下「改正後の職員給与規則」という。）別表第 7 又は別表第 8 の級別資格基準表の適用については、旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた



期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

- 8 改正条例附則第2項適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格（切替日から平成21年3月31日までの間における職員給与規則第12条第1項から第3項までの規定によるものに限る。）については、同条第2項第2号中「昇格させようとする級の1級下位の在級年数が1年以上」とあるのは、「平成20年3月31日においてその者が属していた職務の級が、職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成20年兵庫県人事委員会規則第1号）附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級であつた職員にあつては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。  
（切替日における昇格又は降格の特例）
- 9 切替日に昇格又は降格した職員（次項に規定する職員を除く。）については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして職員給与規則第13条若しくは第14条又は教員給与規則第12条若しくは第13条の規定を適用する。
- 10 附則第3項から前項までの規定によりその職務の級及び号給を決定された職員を切替日以後昇格させた場合におけるその者の職務の級及び号給について、職員給与規則第12条第2項若しくは第13条又は教員給与規則第11条第1項本文後段若しくは第12条の規定により難しいときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の職務の級及び号給を決定するものとする。
- 11 改正条例附則第2項及び第3項の規定による切替日における職務の級及び号給について、附則第3項から前項までの規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の職務の級及び号給を決定することができる。
- 12 前項の規定によりその職務の級及び号給を決定された職員の昇給の号給数については、職員給与規則第19条の2第7項の規定により決定するものとする。  
（給料に関する経過措置）
- 13 この項から附則第19項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない職員給与規則別表第1から別表第4まで又は教員給与規則別表第1から別表第3までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある職種に属する他の職への異動をいう。
  - (2) 基準級 旧級（改正条例附則第2項の規定により新級を定められた職員にあつては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する附則別表第1の新級欄に掲げる職務の級）をいう。
  - (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
  - (4) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
    - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職にされていた期間
    - イ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
    - ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年兵庫県条例第6号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
    - エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間
    - オ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第16条に規定する病気休暇又は勤務時間条例第18条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間
    - カ 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年兵庫県条例第45号）により派遣されていた期間
    - キ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間
  - (5) 復職時調整 職員給与規則第19条の5、教員給与規則第18条の4、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年兵庫県人事委員会規則第5号。以下「派遣規則」という。）第5条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号。以下「休業条例」という。）第7条又は公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号。以下「公益法人等派遣規則」という。）第3条の規定による号給の調整をいう。
  - (6) 人事交流等職員 切替日以降に、国及び他の地方公共団体の公務員、公庫等職員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。

- 14 改正条例附則第 6 項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
  - (2) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
  - (3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
  - (4) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。）
- 15 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の 2 以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第 7 項の規定による給料として支給する。
- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第 4 号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が 2 回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に職員給与規則第 15 条又は教員給与規則第 14 条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年兵庫県条例第 10 号）附則第 8 項から第 10 項までの規定により給料として支給される額（以下「平成 18 年改正条例附則による給料」という。）を含む。）
  - (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第 4 号に掲げる場合を除く。）切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が附則別表第 1 の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級）に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を 2 回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、職員給与規則第 14 条又は教員給与規則第 13 条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（平成 18 年改正条例附則による給料を含む。）
  - (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第 4 号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に職員給与規則第 19 条の 5、教員給与規則第 18 条の 4、派遣規則第 5 条、休業条例第 7 条又は公益法人等派遣規則第 3 条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（平成 18 年改正条例附則による給料を含む。）
  - (4) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額
- 16 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第 7 項の規定による給料として支給する。
- 17 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に附則第 15 項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第 8 項の規定による給料として支給する。
- 18 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に附則第 15 項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして同項又は附則第 16 項の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第 7 項の規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第 8 項の規定による給料として支給する。
- 19 改正条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料の支給について、附則第 13 項から前項までの規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。  
（初任給調整手当の特例）
- 20 当分の間、改正後の職員給与規則第 22 条の 4 第 5 項から第 11 項までの規定中「初任給調整手当」とあるのは、「条例第 16 条の 6 第 1 項及び第 2 項の規定による初任給調整手当」とする。
- 21 職員の給与等に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 42 号）附則第 30 項の規定による初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

( 職員の勤勉手当の特例 )

22 改正後の職員給与規則第37条第22項の規定の適用については、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第37条第22項第1号	100分の72超100分の150以下( 条例第25条第2項に規定する特定幹部職員( 以下この項及び次項において「特定幹部職員」という。 ) にあつては、	100分の73.5超100分の150以下( 管理職手当を受ける職員( 条例第25条第2項に規定する特定幹部職員( 以下この項及び次項において「特定幹部職員」という。 ) を除く。 ) にあつては100分の72超100分の150以下、特定幹部職員にあつては
第37条第22項第2号	100分の72( 特定幹部職員にあつては、	100分の73.5( 管理職手当を受ける職員( 特定幹部職員を除く。 ) にあつては100分の72、特定幹部職員にあつては
第37条第22項第3号	100分の72未満( 特定幹部職員にあつては、	100分の73.5未満( 管理職手当を受ける職員( 特定幹部職員を除く。 ) にあつては100分の72未満、特定幹部職員にあつては

( 級別資格基準表に関する経過措置 )

23 平成17年3月31日までに新たに職員となった者( 看護職給料表の適用を受ける者に限る。 ) に対する改正後の職員給与規則別表第7の級別資格基準表の適用については、同表中

「	<table border="1"> <tr> <th>3 級</th> <th>4 級</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">13</td> </tr> </table>	3 級	4 級	7	3	7	10	7	3	10	13	とあるのは、	<table border="1"> <tr> <th>3 級</th> <th>4 級</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> </table>	3 級	4 級	6	3	6	9	6	3	9	12	とする。」
3 級	4 級																							
7	3																							
7	10																							
7	3																							
10	13																							
3 級	4 級																							
6	3																							
6	9																							
6	3																							
9	12																							

( 役職段階別加算に関する経過措置 )

24 次の表の左欄に掲げる者( 看護職給料表の適用を受ける者に限る。 ) に対する平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間における改正後の職員給与規則別表第22の適用については、同表看護職給料表の款職務の級5級の職員( 管理職手当を受ける職員を除く。 ) 並びに4級及び3級の職員の項中「並びに4級及び3級の職員」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

平成18年3月31日までに新たに職員となった者及び平成18年4月から平成20年3月までの間に採用された人事交流等職員等	、4級の職員及び3級の職員( 13号給以上の号給を受けるものに限る。 )
平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に新たに職員となった者( 平成18年3月31日までに新たに職員となった者及び平成18年4月から平成20年3月までの間に採用された人事交流等職員等を除く。 )	、4級の職員及び3級の職員( 12号給以上の号給を受けるものに限る。 )
平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に新たに職員となった者( 平成20年3月31日までに新たに職員となった者を除く。 )	、4級の職員及び3級の職員( 11号給以上の号給を受けるものに限る。 )

( 教員の勤勉手当の特例 )

25 第2条の規定による改正後の教員給与規則第43条第22項の規定の適用については、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

の右欄に掲げる字句とする。

第43条第22項第 1 号	100分の72超100分の150以下（条例第28条第 2 項に規定する特定幹部職員（以下この項及び次項において「特定幹部職員」という。）にあつては、	100分の73.5超100分の150以下（管理職手当を受ける職員（条例第28条第 2 項に規定する特定幹部職員（以下この項及び次項において「特定幹部職員」という。）を除く。）にあつては100分の72超100分の150以下、特定幹部職員にあつては
第43条第22項第 2 号	100分の72（特定幹部職員にあつては、	100分の73.5（管理職手当を受ける職員（特定幹部職員を除く。）にあつては100分の72、特定幹部職員にあつては
第43条第22項第 3 号	100分の72未満（特定幹部職員にあつては、	100分の73.5未満（管理職手当を受ける職員（特定幹部職員を除く。）にあつては100分の72未満、特定幹部職員にあつては

（特別休暇に関する経過措置）

- 26 第 7 条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の勤務時間規則」という。）第17条第 1 項第 5 号の人事委員会が定める期間（当該期間の初日を除く。）にこの規則の施行の日がある職員で、同日前の当該期間に第 7 条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第17条第 1 項第 5 号の休暇を使用したものについては、改正後の勤務時間規則第17条第 1 項第 5 号の休暇を使用したものとみなす。

（退職手当の調整額に関する経過措置）

- 27 次の表の左欄に掲げる者（看護職給料表の適用を受ける者に限る。）に対する平成20年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日までの間における第 9 条の規定による改正後の職員等の退職手当に関する規則別表イの適用については、同表第10号区分の項第 5 号中「 3 級であったもの（第 9 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。）」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

平成18年 3 月31日までに新たに職員となった者及び平成18年 4 月から平成20年 3 月までの間に採用された人事交流等職員等	3 級であったもの（13号給以上の号給を受けるものに限り、第 9 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。）
平成18年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日までの間に新たに職員となった者（平成18年 3 月31日までに新たに職員となった者及び平成18年 4 月から平成20年 3 月までの間に採用された人事交流等職員等を除く。）	3 級であったもの（12号給以上の号給を受けるものに限り、第 9 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。）
平成20年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日までの間に新たに職員となった者（平成20年 3 月31日までに新たに職員となった者を除く。）	3 級であったもの（11号給以上の号給を受けるものに限り、第 9 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。）

（雑則）

- 28 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。  
（職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

- 29 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成18年兵庫県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「「附則第 2 項適用職員」」を「「改正条例附則第 2 項適用職員」」に改め、同項第 1 号中「（職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号。以下「職員給与条例」という。）附則第22項の規定）」を「（改正条例第 1 条の規定による改正前の職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）（以下

「改正前の職員給与条例」という。) 附則第22項の規定の適用」に改める。

附則第11項中「附則第 2 項適用職員」を「改正条例附則第 2 項適用職員」に、「職員の給与等に関する条例」を「改正前の職員給与条例」に改める。

附則第18項第 5 号中「昭和63年兵庫県人事委員会規則第 5 号」の右に「。以下「派遣規則」という。」を加え、「平成 4 年兵庫県条例第 6 号」の右に「。以下「休業条例」という。」を加え、「平成14年兵庫県人事委員会規則第 1 号」の右に「。以下「公益法人等派遣規則」という。」を加え、同項第 7 号中「第 9 条第 5 項第 2 号」の右に「又は公立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第51号）第 8 条第 5 項第 2 号」を加える。

附則第20項第 3 号中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則」を「派遣規則」に、「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を「公益法人等派遣規則」に、「職員の育児休業及び部分休業に関する条例」を「休業条例」に改め、同項第 4 号中「改正条例第 1 条の規定による」を削る。

附則第24項中「第17項」を「第18項」に改める。

附則第25項中「平成21年 3 月31日」を「平成20年 3 月31日」に、「第16条の 4 」を「第16条の 6 」に改める。

附則第26項中「前項」を「職員の給与等に関する条例附則第25項」に改める。

附則第27項中「教員給与条例」を「公立学校教育職員等の給与に関する条例」に改める。

附則第28項第 4 号中「地方公共団体」を「他の地方公共団体」に改める。

附則第37項の見出し中「規則」の右に「の一部改正」を加える。

30 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成19年兵庫県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項第11号中「第 9 条第 5 項第 2 号」の右に「又は公立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第51号）第 8 条第 5 項第 2 号」を加える。

附則別表第 1 職務の級の切替表（附則第 3 項関係）

給 料 表	旧 級	新 級
看護職給料表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	4 級
	4 級	5 級
	5 級	6 級
警察職給料表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	6 級
	6 級	8 級
	7 級	9 級

附則別表第 2 号給の切替表（附則第 4 項関係）

旧号給	新号給
1から17まで	1
18	2

19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33
50	34
51	35

52	36
53	37
54	38
55	39
56	40
57	41
58	42
59	43
60	44
61	45
62	46
63	47
64	48
65	49
66	50
67	51
68	52
69	53
70	54
71	55
72	56
73	57
74	58
75	59
76	60
77	61
78	62
79	63
80	64
81	65
82	66
83	67
84	68

85	69
86	70
87	71
88	72
89	73
90	74
91	75
92	76
93	77
94	78
95	79
96	80
97	81
98	82
99	83
100	84
101	85
102	86
103	87
104	88
105	89
106	90
107	91
108	92
109	93
110	94
111	95
112	96
113	97
114	98
115	99
116	100
117	101



118	102
119	103
120	104
121	105
122	106
123	107
124	108
125	109
126	110
127	111
128	112
129	113
130	114
131	115
132	116
133	117
134	118
135	119
136	120
137	121

職員の子育休等に関する規則をここに公布する。

平成20年 3月24日

兵庫県人事委員会

委員長 下 野 昌 宏

兵庫県人事委員会規則第 3 号

職員の子育休等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の子育休等に関する条例(平成 4 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、職員の子育休等に関して必要な事項を定めるものとする。

(特別の形態によって勤務する必要のある職員の子育短時間勤務の形態の制限)

第 2 条 条例第 8 条の 4 に規定する人事委員会規則で定める日数は12日とし、人事委員会規則で定める時間は16時間とする。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第 3 条 条例第10条の 4 に規定する人事委員会規則で定める場合は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院の課程(同法第104条第 4 項第 2 号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程であって、その修学年限が 2 年を超え、 3 年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の退職手当の取扱い)

第4条 条例第10条の13第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号。以下「県職員退職手当条例」という。)第9条第4項又は公立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第51号。以下「学校職員退職手当条例」という。)第8条第4項に規定する人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 自己啓発等休業(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)の期間中の法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日(条例第10条の8の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあっては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日)までに、任命権者が人事委員会の承認を受けたこと。
- (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けていないこと。
- (3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(県職員退職手当条例第9条第5項及び第9条の2第1項又は学校職員退職手当条例第8条第5項及び第8条の2第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - ア 通勤(県職員退職手当条例第4条第2項又は学校職員退職手当条例第4条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による負傷若しくは病気(以下「傷病」という。)若しくは死亡により退職した場合又は県職員退職手当条例第5条第1項若しくは学校職員退職手当条例第5条第1項に規定する公務上の傷病若しくは死亡により退職した場合
  - イ 法第28条の2第1項の規定により退職した場合(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合
  - ウ 県職員退職手当条例第9条の2第4項、第11条第3項若しくは第16条又は学校職員退職手当条例第8条の2第4項、第9条第3項若しくは第14条の規定に該当して退職した場合

2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- (1) 法第28条第2項の規定による休職の期間(通勤による傷病又は県職員退職手当条例第5条第1項若しくは学校職員退職手当条例第5条第1項に規定する公務上の傷病により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当し、又は職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和35年兵庫県条例第52号)第2条各号に規定する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。)
- (2) 法第29条の規定による停職の期間
- (3) 法第55条の2第1項ただし書きの規定により職員団体の業務に専ら従事した期間
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業をした期間
- (5) 自己啓発等休業をした期間
- (6) 前各号に定める期間に準ずる期間

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

2 職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「常勤の職員」の右に「、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)」を加える。

第20条の2を次のように改める。

(再任用短時間勤務職員等の給料月額の上乗せ計算)

第20条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

(1) 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員 条例第12条の3第2項

(2) 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号。以下「休業条例」という。）第8条の10第1項の規定により読み替えられた条例第11条第1項若しくは第2項、第12条第2項又は第12条の3第1項

(3) 育児休業法第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員 休業条例第8条の11第1項の規定により読み替えられた条例第11条第1項若しくは第2項、第12条第2項又は第12条の3第1項

第21条第2項中第5号を第6号とし、同項第4号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）を「育児休業法」に改め、同条の次に次の1号を加える。

(5) 休業条例第10条の3の規定により自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第21条第4項中「育児休業をし、」の右に「休業条例第10条の3の規定により自己啓発等休業をし、」を加える。

第22条の4第6項中「掲げる額」の右に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加える。

第28条の2中「第2号」の右に「（休業条例第8条の10第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第30条の2第1項第3号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改め、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定により派遣され、」の右に「休業条例第10条の3の規定により自己啓発等休業をし、」を加える。

第30条の4第2項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改め、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定により派遣され、」の右に「休業条例第10条の3の規定により自己啓発等休業をし、」を加える。

第34条第1項第4号中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員」に改める。

第37条第6項第2号中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」に改め、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「県若しくは他の地方公共団体の公務員、」を「県若しくは他の地方公共団体の公務員」に、「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」に改め、同条を同項第5号とし、同項第3号中「並びに」を「、休業条例第10条の3の規定により自己啓発等休業をした期間、」に改め、同条の次に次の1号を加える。

(4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間を除算する。

第37条第21項第2号中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」に改め、同項中第8号を第9号とし、同項第7号中「第9条」を「第19条」に改め、同条を同項第8号とし、同項第6号中「期間」の右に「及び休業条例第10条の3の規定により自己啓発等休業をした期間」を加え、同条の次に次の1号を加える。

(7) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

第37条の2第1項中「職員の育児休業及び部分休業に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号。以下「休業条例」という。）を「休業条例」に改め、同項第1号中「期間」の右に「及び休業条例第10条の3の規定により自己啓発等休業をしていた期間」を加え、同項第2号中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」に改め、同条第2項第1号中「期間」の右に「及び休業条例第10条の3の規定により自己啓発等休業をしていた期間」を加え、同項第2号中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」に改める。

（公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正）

3 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第19条の2を次のように改める。

（再任用短時間勤務職員等の給料月額端数の計算）

第19条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

- (1) 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員 条例第13条の2第2項
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）職員の育児休業等に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号。以下「休業条例」という。）第8条の10第1項の規定により読み替えられた条例第11条第1項若しくは第2項、第12条第2項、第13条又は第13条の2第1項
- (3) 育児休業法第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員 休業条例第8条の11第1項の規定により読み替えられた条例第11条第1項若しくは第2項、第12条第2項又は第13条の2第1項（第19条の3中「という。」の右に「及び育児短時間勤務職員等」を加える。

第19条の4第2項中「あつては、」を「あつては」に、「第2項又は第3項」を「第3項又は第4項」に改め、「得た数を」の右に「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）をそれぞれ」を加える。

第20条第2項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 休業条例第10条の3の規定により自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第20条第4項中「育児休業をし、」の右に「休業条例第10条の3の規定により自己啓発等休業をし、」を加える。

第27条の2中「第2号」の右に「（休業条例第8条の10第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第29条の2第1項第3号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改め、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定により派遣され、」の右に「休業条例第10条の3の規定により自己啓発等休業をし、」を加える。

第29条の4第2項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改め、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定により派遣され、」の右に「休業条例第10条の3の規定により自己啓発等休業をし、」を加える。

第41条第3項中「あつては、」を「あつては」に、「第2項又は第3項」を「第3項又は第4項」に改め、「得た数を」の右に「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ」を加える。

第43条第6項第2号中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」に改め、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「並びに大学院修学休業をした期間並びに」を「、休業条例第10条の3の規定により自己啓発等休業をした期間、大学院修学休業をした期間、」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間を除算する。

第43条第21項中「前号」を「前項」に改め、同項第2号中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」に改め、同項中第8号を第9号とし、同項第7号中「第9条」を「第19条」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「期間」の右に「及び休業条例第10条の3の規定により自己啓発等休業をした期間」を加え、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

第43条第24項第2号中「第4項」の右に「（休業条例第8条の10第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第43条の3第1項中「職員の育児休業及び部分休業に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号。以下「休業条例」という。）」を「休業条例」に改め、同項第1号中「育児休業をしていた期間」の右に「、休業条例

第10条の3の規定により自己啓発等休業をしていた期間」を加え、同項第2号中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」に改め、同条第2項第1号中「育児休業をしていた期間」の右に「、休業条例第10条の3の規定により自己啓発等休業をしていた期間」を加え、同項第2号中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」に改める。

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

- 4 職員の管理職手当に関する規則(昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「定める額」の右に「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。))にあつてはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。))第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。))を、同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。))」を加え、同条第2号中「、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号)第3条第2項」を「その額に勤務時間条例第3条第3項」に改め、「得た数を」の右に「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ」を加える。

(職員等の寒冷地手当に関する規則の一部改正)

- 5 職員等の寒冷地手当に関する規則(昭和39年兵庫県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年兵庫県条例第6号)第10条の3の規定により自己啓発等休業をしている職員

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

- 6 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年兵庫県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「常勤の職員」の右に「、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。))第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。))の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。))」を加える。

第2条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定は、育児短時間勤務職員等には適用しない。

第8条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命じることができる場合)

第8条の2 条例第10条第1項の人事委員会規則で定める場合は、第7条第1項第2号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に労働基準法(昭和22年法律第49号)第41条第3号の許可(地公法第58条第5項の規定により人事委員会が行うものを含む。))を受けた勤務の内容に適合するように当該勤務を命じることができない場合とする。

- 2 条例第10条第2項の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第12条中「20日に短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等にあつては次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とし、短時間勤務職員にあつては20日に当該職員」に、「第2項又は第3項」を「第3項又は第4項」に改め、「(昭和22年法律第49号)」を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 斉一型育児短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等のうち1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。)) 20日に斉一型育児短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型育児短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等のうち斉一型育児短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。)) 160時間に条例第3条第2項の規定に基づき定められた不斉一型育児短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間を1日として日に換算して得た日

数

第12条の2第4項第2号を次のように改める。

(2) 条例第15条第1項第3号に規定する職員のうち前号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

ア 当該年の初日に職員となった場合 20日(当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる場合にあっては、当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数)に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数(当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数

イ 当該年の初日後に職員となった場合 この号アの日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数

第12条の2の次に次の1条を加える。

第12条の3 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときに当該変更の日以後における育児短時間勤務職員等の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第15条第1項第1号又は第2号に掲げる日数(以下この条において「付与日数」という。)に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数(以下この条において「繰越日数」という。)を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数(以下この条において「使用日数」という。)を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率(当該率が1未満の場合は1とする。以下同じ。)を乗じて得た日数(1日未満の端数は1日とする。)とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数は1日とする。)とする。

(1) 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務(以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。)を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

2 前項各号に掲げる率が1未満となる勤務形態の変更の日以後、当該年において新たに勤務形態が変更される場合の前項の適用については、「次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率」とあるのは「1」とする。

3 勤務形態が変更されるときに当該年の前年において第1項各号に掲げる率が1未満となる勤務形態の変更があり、かつ、当該年における勤務形態の変更があった日において繰越日数が使用日数を上回る場合にあっては、当該変更の日以後における育児短時間勤務職員等の年次休暇の日数は、第1項の規定にかかわらず、付与日数に、第1項各号に掲げる場合に応じ、第1項各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満

の端数は1日とする。)に、繰越日数から使用日数を減じて得た日数を加えた日数とする。

第13条中「20日(」の右に「第12条各号に掲げる職員(当該年の初日後に勤務形態が変更された育児短時間勤務職員等を除く。)にあっては同条の規定による日数)とし、」を加え、「職員にあっては、」を「職員にあっては」に改め、「残日数(」の右に「当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に前条各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(当該日数が当該残日数に比して減少する場合にあっては、当該残日数)とし、」を加える。

第14条第1項中「第7号」を「第6号」に、「第8号」を「第7号」に改める。

第15条中「半日又は1時間(」の右に「育児短時間勤務職員等のうち、斉一型育児短時間勤務職員にあっては1日又は1時間、不斉一型育児短時間勤務職員にあっては1時間とし、」を加える。

第17条第1項第9号中「(短時間勤務職員にあっては、24時間)」を削り、同項第10号中「(短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める時間)」を削り、同条第2項中「短時間勤務職員の同項第9号及び第10号の休暇の単位は1時間、1週間ごとの期間につき1日当たり8時間未満の勤務時間を割り振られた短時間勤務職員の同項第11号」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の同項第9号から第11号まで」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正)

- 7 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成13年兵庫県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員の給料月額端数計算)

第4条の2 条例第5条第5項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育休法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(育休法第17条の規定による短時間勤務を含む。)をしている職員の給料月額とする。

第5条中「第5項」を「第6項」に改める。

第7条第1号中「第4項」の右に「(同条第5項の規定を適用する場合を含む。)」を加える。

第8条第3項第1号中「6号給以上の」を「6号給及び条例第5条第4項(同条第5項の規定を適用する場合を含む。)の規定による」に改める。

第12条中「午後0時15分から午後1時まで」を「午後0時から午後0時45分まで」に改め、同条に次の1項を加える。

2 育休法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下この項において「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育休法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)についての条例第7条第2項の人事委員会規則で定める時間帯は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(育休法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。)に従った時間帯(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。)第7条第1項の規定に基づき休憩時間を置かなければならない場合にあっては、当該休憩時間の時間帯を除く。)とする。

第13条第2号中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例」に改める。

別表中「5号給以上の給料月額」を「5号給以上の号給及び条例第5条第4項(同条第5項の規定を適用する場合を含む。)の規定により決定された給料月額」に、「3号給の給料月額」を「3号給」に、「1号給の給料月額」を「1号給」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

- 8 一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成14年兵庫県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第3項」を「第4項」に改める。

第11条第1号中「7号給を超える給料月額」を「条例第7条第1項の規定により準用する法第7条第3項の規定による給料月額(条例第7条第3項の規定を適用する場合を含む。)」に改める。

第12条第3項第1号中「給料月額」を「号給及び条例第7条第1項の規定により準用する法第7条第3項の規定による給料月額(条例第7条第3項の規定を適用する場合を含む。)」に改める。

第13条を次のように改める。

(任期付短時間勤務職員等の給料月額の特数計算)

第13条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の特数があるときは、その特数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

(1) 条例第4条の規定により採用された職員 条例第8条第2項

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)をしている職員 条例第7条第3項又は第8条第3項別表中「5号給以上の給料月額」を「5号給以上の号給及び条例第7条第1項の規定により準用する法第7条第3項の規定による給料月額(条例第7条第3項の規定を適用する場合を含む。)」に、「4号給以下の給料月額」を「4号給以下の号給」に改める。

(職員の大学院派遣研修費用の償還に関する規則の一部改正)

9 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する規則(平成19年兵庫県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第68条の2」を「第104条」に改める。

第9条中「第5号」を「第6号」に改める。

第12条に次の1号を加える。

(5) 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号)第3条第1項若しくは地方公務員法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業をした期間又は法人の就業規則等の定めによる自発的な大学等における修学(同法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。)若しくは国際協力の促進に資する外国における奉仕活動への参加のための休業をした期間

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

10 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成18年兵庫県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

附則第19項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 切替日以降に地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(次項第4号において「育児短時間勤務」という。)を始めた職員

附則第20項第1号から第3号までの規定中「第5号」を「第6号」に改め、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「第2項又は第3項」を「第3項又は第4項」に改め、「得た額」の右に「(その額に1円未満の特数があるときは、その特数を切り捨てた額)」を加え、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をしている職員(第27項において「育児短時間勤務職員等」という。) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(第27項において「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の特数があるときは、その特数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額

附則第27項中「あつては、」を「あつては」に、「第2項又は第3項」を「第3項又は第4項」に改め、「得た数を乗じて得た額」の右に「とし、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を乗じて得た額とする。」を加える。

附則第28項第3号中「第5号」を「第6号」に改める。

11 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成19年兵庫県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「経過措置基準額」を「経過措置基準額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)にあつては、当該経過措置基準額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号)第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)」に改める。

12 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成20年兵庫県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

附則第14項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。



(4) 切替日以降に地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(次項第4号において「育児短時間勤務」という。)を始めた職員  
 附則第15項中第4号を第5号とし、同項第1号から第3号までの規定中「第4号」を「第5号」に改め、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

13 附則第6項の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第17条第1項第9号の人事委員会が定める期間(当該期間の初日を除く。)又は同項第10号に規定する出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間(当該期間の初日を除く。)にこの規則の施行の日がある職員が同日前のそれぞれの当該期間に使用した附則第6項の規定による改正前の規則第17条第1項第9号又は第10号の休暇については、改正後の規則第17条第1項第9号又は第10号の休暇として使用されたものとみなす。

職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月24日

兵庫県人事委員会

委員長 下 野 昌 宏

兵庫県人事委員会規則第4号

職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「日本郵政公社の調べに係る郵便線路図に掲げる路程」を「地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項第1号又は第2号の規定」に、「同項」を「当該各号」に、「地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により路程を計算することができる。」を「前項第3号の規定に準じて計算することができる。」に改め、同条第4項中「郵便線路図に掲げる各市町村(都については各特別区)内における郵便局で」を「その証明の基準となる点で」に改める。

別表第4 姫路市A起点の部三木市の款を次のように改める。

三木市	三木市A	姫路～厄神	厄神駅～三木市A	
	三木市B	姫路～厄神	厄神駅～三木市B	
	三木市C	姫路～厄神	厄神駅～三木市C	

別表第4 たつの市A起点の部三木市の款を次のように改める。

三木市	三木市A	本竜野～厄神	厄神駅～三木市A	
	三木市B	本竜野～厄神	厄神駅～三木市B	
	三木市C	本竜野～厄神	厄神駅～三木市C	

別表第4 豊岡市A起点の部三木市の款を次のように改める。

三木市	三木市 A	豊岡～加古川～厄神	厄神駅～三木市 A	
	三木市 B	豊岡～加古川～厄神	厄神駅～三木市 B	
	三木市 C	豊岡～三田	三田市 A～三木市 C	

別表第 4 丹波市 A 起点の部三木市の款を次のように改める。

三木市	三木市 A	柏原～粟生 粟生～三木（神電）		
	三木市 B	柏原～粟生 粟生～三木（神電）	三木市 A～三木市 B	
	三木市 C	柏原～三田	三田市 A～三木市 C	

別表第 4 備考 3 中川西市 B の項を次のように改める。

川西市 B	東畦野、西畦野、清流台、石道、大和東、大和西、見野、山下、下財、笹部、山原、緑が丘、一庫、横路、国崎、黒川、美山台、丸山台
-------	---

別表第 5 明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、多可郡、加古郡の部を次のように改める。

明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、 加西市、加東市、多可郡、加古郡	西脇市 B～丹波市 E 9.1 多可町 A～丹波市 E 15.5 多可町 A～丹波市 B 23.3 多可町 B～丹波市 C 26.0 加西市～福崎町 9.9 加西市～姫路市 B 9.3 加古川市 B～姫路市 B 18.6 高砂市～姫路市 A 15.4 高砂市～姫路市 C 30.6 加東市 B～篠山市 F 10.0 明石市 A～淡路市 B 23.9 宝殿駅～高砂市 3.0 宝殿駅～加古川市 B 5.6 西脇市駅～西脇市 A 5.4 西脇市駅～多可町 C 11.5 厄神駅～三木市 A 9.0
明石市 A	
11.2 明石市 B	
19.6 16.6 三木市 A	
29.9 26.9 10.3 三木市 B	
35.9 32.9 16.3 6.0 三木市 C	
37.5 34.5 17.9 22.1 16.1 加東市 A	
51.9 48.9 32.3 22.0 16.0 15.3 加東市 B	
40.8 37.8 21.2 23.9 17.9 3.3 16.0 加東市 C	
41.3 38.3 21.7 11.4 5.4 10.7 10.6 12.5 加東市 D	
28.4 25.4 8.8 19.1 22.1 9.1 24.4 12.4 16.7 小野市	
46.5 43.5 26.9 29.9 23.9 9.0 22.0 6.0 18.5 18.1 西脇市 A	
52.6 49.6 33.0 36.0 30.0 15.1 28.1 12.1 24.6 24.2 6.1 西脇市 B	
56.5 53.5 36.9 39.9 33.9 19.0 32.0 16.0 28.5 28.1 10.0 9.5 多可町 A	
63.3 60.3 43.7 46.7 40.7 25.8 38.8 22.8 35.3 34.9 16.8 16.3 6.8 多可町 B	
57.4 54.4 37.8 40.5 34.5 19.9 32.6 16.6 29.1 29.0 13.0 16.0 6.5 13.3 多可町 C	
44.0 34.4 24.4 34.7 34.8 20.2 32.9 16.9 29.4 15.6 18.2 24.3 19.4 26.2 13.6 加西市	
22.1 10.9 20.6 30.9 36.9 36.0 51.3 39.3 43.6 26.9 41.7 47.8 42.9 49.7 37.1 23.5 加古川市 A	
30.2 19.0 28.2 38.5 40.9 27.9 43.2 31.2 35.5 18.8 33.6 39.7 34.8 41.6 29.0 15.4 8.1 加古川市 B	
28.0 16.8 26.5 36.8 42.8 36.5 51.8 39.8 44.1 27.4 42.2 48.3 43.4 50.2 37.6 24.0 5.9 8.6 高砂市	
18.0 6.8 13.2 23.5 29.5 31.1 45.5 34.4 34.9 22.0 40.1 46.2 50.1 56.9 44.5 30.9 7.4 15.5 13.3 稲美町	
15.0 3.8 19.5 29.8 35.8 37.4 51.8 40.7 41.2 28.3 46.4 52.5 50.0 56.8 44.2 30.6 7.1 15.2 13.0 6.3 播磨町	

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

( 経過措置 )

2 改正後の職員等の旅費に関する規則第 5 条、別表第 4 及び別表第 5 の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

人 事 委 員 会 告 示

兵庫県人事委員会告示第 1 号

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年 3月24日

兵庫県人事委員会

委員長 下 野 昌 宏

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程

( 職員の給与に関する実施規程の一部改正 )

第 1 条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第 3 号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

( 初任給基準又は給料表の適用を異にして異動させる場合の職務の級及び号給 )

第10条 規則第15条第 1 項の規定において準用する規則第 8 条第 1 号の規定により人事委員会の承認を得ようとする場合においては、職務の級承認申請書(別紙様式第 3 )により申請しなければならない。

2 規則第15条第 2 項第 1 号ただし書又は第 2 号の規定により人事委員会の承認を得ようとする場合においては、号給特例承認申請書(別紙様式第 4 )により申請しなければならない。

第12条中「及び第 9 条の 3 から第11条まで」を「、第 9 条の 3 及び第10条」に改める。

第13条の 3 第 2 項第 6 号中「同条同項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第20条中「同条同項」を「第17条第 1 項」に改める。

第20条の 2 第 1 項中「人事委員会の定める日」の右に「(以下「事由発生日」という。)」を加え、同項第 6 号中「又は、」を「又は」に改め、同条第 2 項中「又は、同条」を「又は規則第30条の 2 」に改め、「条例第17条第 6 項」の右に「の規定」を加え、同条第 3 項中「規定」を「規程」に改める。

第20条の 2 の 3 中「規則第30条の 3 第 2 項」の右に「第 5 号」を加え、「同項」の右に「第 1 号から第 4 号まで」を加える。

第23条第 2 項中「行政職給料表の職務の級 4 級、研究職給料表の職務の級 2 級、医師・歯科医師職給料表の職務の級 1 級又は看護職給料表の職務の級 2 級の職員で、」を「研究職給料表の職務の級 2 級若しくは医師・歯科医師職給料表の職務の級 1 級の職員又は警察職給料表の職務の級 3 級の職員(巡查長の職務を行う職員に限る。以下この項において同じ。)で、」に、「行政職給料表の職務の級 4 級、研究職給料表の職務の級 2 級、医師・歯科医師職給料表の職務の級 1 級又は看護職給料表の職務の級 2 級の職員)」を「研究職給料表の職務の級 2 級又は医師・歯科医師職給料表の職務の級 1 級の職員)」に改め、同項の表を次のように改める。

職員	号給
研究職給料表の職務の級 2 級の職員	43号給
医師・歯科医師職給料表の職務の級 1 級の職員	39号給
警察職給料表の職務の級 3 級の職員	47号給

第23条第 3 項第 5 号中「 7 級」を「 9 級」に改め、同項第 6 号を削り、同条第 4 項を削る。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 (第 6 条の 2 関係)

医師・歯科医師職給料表級別職務区分表

職務の級 組織名	1 級	2 級	3 級	4 級
健康福祉事務所	職員	所長 課長 主査	所長 主幹 所長補佐	所長
職員健康管理センター	職員	職員診療所長 医長	職員診療所長 医長	所長 職員診療所長
保健所	職員	所長 課長 主査	所長 主幹 所長補佐	所長
県立身体障害者 更生相談所			所長	所長
県立精神保健福 祉センター	職員	課長 主査	所長 副所長 課長	所長
警察本部警務部 厚生課	職員	医長	医長	

備考

- 1 職員健康管理センターの医長の職務については、当分の間、4 級とすることができる。
- 2 この表に規定する各組織に置かれる付の職務については、2 級、3 級又は 4 級とする。  
別表第 4 を次のように改める。

別表第 4 (第 6 条の 2 関係)

看護職給料表級別職務区分表

職務の級 組織名	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
健康福祉事務所	職員	職員	主任	課長 主査			
職員健康管理センター	職員	職員	主任	課長 主査			
保健所	職員	職員	主任	課長 主査			
兵庫障害者職業能力開発校	職員	職員	主任	課長 主査			
警察本部警務部厚生課	職員	職員	主任	係長 主査			

- 備考 この表に規定する各組織に置かれる付の職務については、4 級とする。  
別表第 5 を次のように改める。

別表第 5 ( 第 6 条の 2 関係 )

警察職給料表級別職務区分表

職務の級 組織名	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
警察本部	係員 隊員	係員 隊員	主任 分隊長 係員 隊員	係長 小隊長 主任 分隊長	係長 小隊長	課長補佐 室長補佐 所長補佐 隊長補佐 場長補佐 中隊長 係長 小隊長	課長補佐 室長補佐 所長補佐 隊長補佐 場長補佐 中隊長	次席 副隊長 調査官	参事官 室長 監察官 課長 訟務官 隊長 場長 管理官
神戸市 警察部	係員	係員	主任 係員	係長 主任	係長	課長補佐 係長	課長補佐	次席	課長 管理官
警察署	係員 隊員	係員 隊員	主任 分隊長 係員 隊員	係長 小隊長 主任 分隊長	課長 係長 小隊長	課長 警部派出 所長 係長 小隊長	次長 課長 警部派出 所長 空港警備 派出所長	副署長 刑事官 生活安全 官 地域官 交通官 連絡調整 官 警視派出 所長 空港警備 派出所長	署長 副署長
警察学校	係員	係員	主任 係員	係長 主任	係長	校長補佐 係長	校長補佐	副校長	校長 管理官

備考 この表に規定する各組織に置かれる付の職務については、6 級、7 級、8 級又は 9 級とする。  
別紙様式第 3 中「別紙様式第 3 ( 第 9 条、第 12 条関係 )」を「別紙様式第 3 ( 第 9 条、第 10 条、第 12 条関係 )」

に、「職務の級承認申請書」を「昇格  
異動 職務の級承認申請書」に、「職員の給与に関する規則第 12 条」を

「職員の給与に関する規則第 条」に、「昇格させようとする職名」を「昇格、異動させようとする職名」  
に改め、備考を次のように改める。

備考 1 別紙様式第 1 の備考を準用する。

2 規則第 12 条第 6 項の規定により申請する場合は、その事情を証明するに足る書類を添付すること。

別紙様式第 5 中「別紙様式第 5 ( 第 11 条、第 12 条関係 )」を「別紙様式第 5 ( 第 11 条関係 )」に改める。

別紙様式第 9 中「場合、配偶者が別途扶養手当を受給している場合等、」を「ことその他」に改める。

( 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正 )

第 2 条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程 ( 昭和 35 年兵庫県人事委員会告示第 9 号 ) の一部を次の  
ように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項第 4 号中「第 47 条、第 56 条第 1 項 ( 平成 13 年法律第 105 号による改正前の学校教育法第 56  
条を含む。 ) 又は第 57 条第 2 項」を「第 57 条、第 90 条第 1 項 ( 平成 13 年法律第 105 号による改正前の学校教育  
法第 56 条を含む。 ) 又は第 91 条第 2 項」に改める。

第 7 条中「規則第 11 条第 1 項」の右に「本文」を加える。

第 17 条中「第 27 条」を「第 26 条」に改める。

第20条第1項中「同条同項」を「第19条第1項」に改める。

第20条の2第1項中「人事委員会の定める日」の右に「(以下「事由発生日」という。)」を加え、同項第6号中「又は、」を「又は」に改め、同条第2項中「又は、同条」を「又は規則第29条の2」に、「条例第19条第7項」を「条例第19条第6項の規定」に改め、同条第3項中「規定」を「規程」に改める。

第20条の2の2第2項中「第8項」を「第7項」に改める。

第20条の2の3中「規則第29条の3第2項」の右に「第5号」を加え、「同項」の右に「第1号から第4号まで」を加える。

第23条第2項の表中「29号給」を「43号給」に、「41号給」を「55号給」に改め、同条第4項中「49号給」を「63号給」に改める。

第24条第7項中「第18項」を「第24項」に、「第19項」を「第25項」に改め、同条第8項中「第18項」を「第24項」に改める。

別紙様式第3中備考を次のように改める。

備考1 別紙様式第1の備考を準用する。

2 規則第11条第5項の規定により申請する場合は、その事情を証明するに足る書類を添付すること。

別紙様式第8中「場合、配偶者が別途扶養手当を受給している場合等、」を「ことその他」に改める。

(職の級表を異にして転任させることができる範囲の一部改正)

第3条 職の級表を異にして転任させることができる範囲(平成4年兵庫県人事委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

行政職級表	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級
研究職級表	1級		2級 (2級 在職7 年以上)	3級		4級	5級			
医師・歯科医師職級表		1級	1級 (1級 在職3 年以上)	2級		3級		4級		
看護職級表	2級 1級	2級 (2級 在職4 年以上)	3級	4級		5級	6級	7級		
警察職級表	1級	3級 2級	4級	6級 5級	7級	8級	9級			
企業職級表	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級
病院事業行政職級表	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級
病院事業医師・歯科医師職級表		1級	1級 (1級 在職3 年以上)	2級		3級		4級		
病院事業看護職級表	2級 1級	2級 (2級 在職4 年以上)	3級	4級		5級	6級	7級		

- 備考 1 上表において、行政職級表の2の級へ転任することとなる場合の上位の級への転任にあつては、転任前の職の級に2年以上在職することを必要とする。
- 2 警察職級表6級において、課長補佐の職にある者については、上表にかかわらず、行政職級表6級へ転任させることができる。
- 3 警察職級表9級において、参事官、警察学校長又は監察官室長の職にある者については、上表にかかわらず、行政職級表9級へ転任させることができる。

( 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部改正 )

第 4 条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程 ( 平成 7 年兵庫県人事委員会告示第 3 号 ) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号中「 1 暦日ごとに分割する」を「必要があると認められる場合には 1 日又は 1 時間を単位として与える」に改め、同項中第 17 号を第 18 号とし、第 7 号から第 16 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 第 5 号の「人事委員会が定める期間」は、結婚の日の 5 日前の日から当該結婚の日後 6 月を経過する日までとし、同号の「連続する 5 日」の取扱いについては、暦日によるものとする。

第 7 条第 2 項中「第 1 項」の右に「第 4 号、」を加え、同条第 3 項中「第 1 項」の右に「第 4 号、」を加え、「同項」の右に「第 4 号、」を加える。

( 職員等の退職手当に関する実施規程の一部改正 )

第 5 条 職員等の退職手当に関する実施規程 ( 平成 18 年兵庫県人事委員会告示第 4 号 ) の一部を次のように改正する。

別表イの部規則別表イの表第 5 号区分の項第 9 号の項中「第 9 号」を「第 11 号」に改め、同部規則別表イの表第 5 号区分の項第 8 号の項中「第 8 号」を「第 10 号」に改め、同部規則別表イの表第 5 号区分の項第 7 号の項中「第 7 号」を「第 9 号」に改め、同部規則別表イの表第 5 号区分の項第 6 号の項中「第 6 号」を「第 8 号」に改め、同部規則別表イの表第 5 号区分の項第 5 号の項中「第 5 号」を「第 7 号」に改め、同部規則別表イの表第 5 号区分の項第 4 号の項中「第 4 号」を「第 5 号」に、「以後適用されている」を「から平成 20 年 3 月 31 日までの間において適用されていた」に改め、同項の次に次のように加える。

規則別表イの表第 5 号 区分の項第 6 号	平成 20 年 4 月 1 日以後適用されている職員の給与に関する規則別表第 22 に掲げる加算割合が 100 分の 20 であった者
---------------------------	---

別表イの部規則別表イの表第 7 号区分の項第 9 号の項中「第 9 号」を「第 11 号」に改め、同部規則別表イの表第 7 号区分の項第 7 号の項中「第 7 号」を「第 9 号」に改める。

別表イの部規則別表イの表第 8 号区分の項第 4 号の項中「平成 18 年 4 月以後の職員給与条例」を「平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間において適用されていた職員の給与等に関する条例 ( 以下「平成 18 年 4 月以後平成 20 年 3 月以前の職員給与条例」という。 )」に改める。

別表イの部規則別表イの表第 8 号区分の項第 8 号の項中「第 8 号」を「第 10 号」に、「 41 号給」を「 55 号給」に改め、同部規則別表イの表第 8 号区分の項第 7 号の項中「第 7 号」を「第 9 号」に、「 41 号給」を「 55 号給」に改め、同部規則別表イの表第 8 号区分の項第 5 号中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、「平成 18 年 4 月以後」の右に「平成 20 年 3 月以前」を加える。

別表イの部規則別表イの表第 9 号区分の項第 7 号の項中「第 7 号」を「第 9 号」に、「 49 号給」を「 63 号給」に改め、同部規則別表イの表第 9 号区分の項第 6 号の項中「第 6 号」を「第 8 号」に改め、同部規則別表イの表第 9 号区分の項第 5 号中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、「平成 18 年 4 月以後」の右に「平成 20 年 3 月以前」を加え、同部規則別表イの表第 9 号区分の項第 4 号の項中「平成 18 年 4 月以後」の右に「平成 20 年 3 月以前」を加え、同項の次に次のように加える。

規則別表イの表第 9 号 区分の項第 5 号	平成 20 年 4 月 1 日以後適用されている職員の給与等に関する条例 ( 以下「平成 20 年 4 月以後の職員給与条例」という。 ) の看護職給料表の職務の級が 3 級であった者で 41 号給以上の号給を受けていたもの
---------------------------	--

別表イの部規則別表イの表第 10 号区分の項第 2 号の項中「 29 号給」を「 43 号給」に改め、同部規則別表イの表第 10 号区分の項第 3 号の項中「 25 号給」を「 39 号給」に改め、同部規則別表イの表第 10 号区分の項第 4 号の項中「平成 18 年 4 月以後」の右に「平成 20 年 3 月以前」を加える。

別表イの部規則別表イの表第10号区分の項第6号の項中「第6号」を「第8号」に、「29号給」を「43号給」に改め、同部規則別表イの表第10号区分の項第5号の項中「第5号」を「第6号」に改め、「平成18年4月以後」の右に「平成20年3月以前」を加え、同項の次に次のように加える。

規則別表イの表第10号 区分の項第7号	平成20年4月以後の職員給与条例の警察職給料表の職務の級が3級であった 者で47号給以上の号給を受けていたもの
------------------------	--

附 則

( 施行期日 )

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。  
( 期末手当及び勤勉手当に係る役職段階別加算に関する経過措置 )
- 2 この告示の施行の日(以下「施行日という。」)の前日において第1条の規定による改正前の職員の給与に関する実施規程(以下「改正前の職員実施規程」という。)第23条第2項若しくは第4項又は第2条の規定による改正前の公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(以下「改正前の教員実施規程」という。)第23条第2項若しくは第4項に規定する職員であった者の期末手当及び勤勉手当の支給については、当該者がこれらの規定に規定する職員である間は、なお従前の例による。
- 3 平成18年3月31日までに新たに職員となった者及び平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に国及び他の地方公共団体の公務員、職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号)第9条第5項第2号又は公立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第51号)第8条第5項第2号に規定する公庫等職員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により退職派遣された職員で再び採用されたもの、職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)第11条又は公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)第10条の規定により職務の級及び号給を決定された職員、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年兵庫県条例第62号)第2条第2項、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員及び任命権者の定める事由によりやむを得ず離職した職員で再び採用されたもの(第7項において「平成18年4月から平成20年3月までの間に採用された人事交流等職員等」という。)に対する次の各号に掲げる期間における第1条の規定による改正後の職員の給与に関する実施規程(以下「改正後の職員実施規程」という。)第23条第2項又は第2条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(以下「改正後の教員実施規程」という。)第23条第2項若しくは第4項の規定の適用については、当該各号の表の左欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 平成20年4月1日から平成20年12月31日まで

改正後の職員実施 規程第23条第2項	43号給	29号給
	39号給	25号給
	警察職給料表の職務の級3級の職員	警察職給料表の職務の級3級又は 2級の職員
	47号給	職務の級3級の職員にあつては36 号給、職務の級2級の職員にあつ ては45号給
改正後の教員実施 規程第23条第2項	43号給	29号給
	55号給	41号給
改正後の教員実施 規程第23条第4項	63号給	49号給

(2) 平成21年1月1日から平成21年12月31日まで



改正後の職員実施 規程第23条第 2 項	43号給	33号給
	39号給	29号給
	47号給	37号給
改正後の教員実施 規程第23条第 2 項	43号給	33号給
	55号給	45号給
改正後の教員実施 規程第23条第 4 項	63号給	53号給

(3) 平成22年 1月 1 日から平成23年12月31日まで

改正後の職員実施 規程第23条第 2 項	43号給	37号給
	39号給	33号給
	47号給	41号給
改正後の教員実施 規程第23条第 2 項	43号給	37号給
	55号給	49号給
改正後の教員実施 規程第23条第 4 項	63号給	57号給

(4) 平成24年 1月 1 日から平成25年12月31日まで

改正後の職員実施 規程第23条第 2 項	43号給	41号給
	39号給	37号給
	47号給	45号給
改正後の教員実施 規程第23条第 2 項	43号給	41号給
	55号給	53号給
改正後の教員実施 規程第23条第 4 項	63号給	61号給

(5) 平成26年 1月 1 日以降

改正後の職員実施 規程第23条第 2 項	43号給	45号給
	39号給	41号給
	47号給	49号給
改正後の教員実施 規程第23条第 2 項	43号給	45号給
	55号給	57号給
改正後の教員実施 規程第23条第 4 項	63号給	65号給

4 平成18年 4月 1 日から平成20年 3月31日までの間に新たに職員となった者(前項に規定する者を除く。)に対する次の各号に掲げる期間における改正後の職員実施規程第23条第 2 項又は改正後の教員実施規程第23条第 2 項若しくは第 4 項の規定の適用については、当該各号の表の左欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

## (1) 平成20年 4月 1 日から平成20年12月31日まで

改正後の職員実施 規程第23条第 2 項	43号給	28号給
	39号給	24号給
	警察職給料表の職務の級 3 級の職員	警察職給料表の職務の級 3 級又は 2 級の職員
	47号給	職務の級 3 級の職員にあつては35 号給、職務の級 2 級の職員にあつ ては44号給
改正後の教員実施 規程第23条第 2 項	43号給	28号給
	55号給	40号給
改正後の教員実施 規程第23条第 4 項	63号給	48号給

## (2) 平成21年 1月 1 日から平成21年12月31日まで

改正後の職員実施 規程第23条第 2 項	43号給	32号給
	39号給	28号給
	47号給	36号給
改正後の教員実施 規程第23条第 2 項	43号給	32号給
	55号給	44号給
改正後の教員実施 規程第23条第 4 項	63号給	52号給

## (3) 平成22年 1月 1 日から平成23年12月31日まで

改正後の職員実施 規程第23条第 2 項	43号給	36号給
	39号給	32号給
	47号給	40号給
改正後の教員実施 規程第23条第 2 項	43号給	36号給
	55号給	48号給
改正後の教員実施 規程第23条第 4 項	63号給	56号給

## (4) 平成24年 1月 1 日から平成25年12月31日まで

改正後の職員実施 規程第23条第 2 項	43号給	40号給
	39号給	36号給
	47号給	44号給
改正後の教員実施 規程第23条第 2 項	43号給	40号給
	55号給	52号給

改正後の教員実施 規程第23条第 4 項	63号給	60号給
-------------------------	------	------

(5) 平成26年 1月 1 日以降

改正後の職員実施 規程第23条第 2 項	43号給	44号給
	39号給	40号給
	47号給	48号給
改正後の教員実施 規程第23条第 2 項	43号給	44号給
	55号給	56号給
改正後の教員実施 規程第23条第 4 項	63号給	64号給

5 平成20年 4月 1 日以降に新たに職員となった者(前 2 項に規定する者を除く。)に対する次の各号に掲げる期間における改正後の職員実施規程第23条第 2 項又は改正後の教員実施規程第23条第 2 項若しくは第 4 項の規定の適用については、当該各号の表の左欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 平成20年 4月 1 日から平成20年12月31日まで

改正後の職員実施 規程第23条第 2 項	43号給	27号給
	39号給	23号給
	警察職給料表の職務の級 3 級の職員	警察職給料表の職務の級 3 級又は 2 級の職員
	47号給	職務の級 3 級の職員にあつては34号給、職務の級 2 級の職員にあつては43号給
改正後の教員実施 規程第23条第 2 項	43号給	27号給
	55号給	39号給
改正後の教員実施 規程第23条第 4 項	63号給	47号給

(2) 平成21年 1月 1 日から平成21年12月31日まで

改正後の職員実施 規程第23条第 2 項	43号給	31号給
	39号給	27号給
	47号給	35号給
改正後の教員実施 規程第23条第 2 項	43号給	31号給
	55号給	43号給
改正後の教員実施 規程第23条第 4 項	63号給	51号給

(3) 平成22年 1月 1 日から平成23年12月31日まで

改正後の職員実施 規程第23条第 2 項	43号給	35号給
	39号給	31号給
	47号給	39号給
改正後の教員実施 規程第23条第 2 項	43号給	35号給
	55号給	47号給
改正後の教員実施 規程第23条第 4 項	63号給	55号給

(4) 平成24年 1月 1 日から平成25年12月31日まで

改正後の職員実施 規程第23条第 2 項	43号給	39号給
	39号給	35号給
	47号給	43号給
改正後の教員実施 規程第23条第 2 項	43号給	39号給
	55号給	51号給
改正後の教員実施 規程第23条第 4 項	63号給	59号給

(退職手当の調整額に関する経過措置)

- 6 施行日の前日において第 5 条の規定による改正前の職員等の退職手当に関する実施規程別表イ規則別表イの表第 8 号区分の項第 7 号の項及び規則別表イの表第 8 号区分の項第 8 号の項並びに規則別表イの表第 9 号区分の項第 7 号の項並びに規則別表イの表第10号区分の項第 2 号の項から規則別表イの表第10号区分の項第 6 号の項までに規定する職員であった者の退職手当の調整額の支給については、当該者がこれらの規定に規定する職員である間は、なお従前の例による。
- 7 平成18年 3月31日までに新たに職員となった者及び平成18年 4月から平成20年 3月までの間に採用された人事交流等職員等に対する次の各号に掲げる期間における第 5 条の規定による改正後の職員等の退職手当に関する実施規程(以下「改正後の退職手当実施規程」という。)別表イの適用については、当該各号の表の左欄に掲げる別表イの規定中当該各号の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 平成20年 4月 1 日から平成20年12月31日まで

改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第 8 号区分の項第 9 号の項	55号給	41号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第 8 号区分の項第10号の項	55号給	41号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第 9 号区分の項第 9 号の項	63号給	49号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第 2 号の項	43号給	29号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第 3 号の項	39号給	25号給

改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第7号の項	3級であった者で47号給以上の号給を受けていたもの	3級であった者で47号給以上の号給を受けていたもの又は2級であった者で45号給以上の号給を受けていたもの
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第8号の項	43号給	29号給

## (2) 平成21年1月1日から平成21年12月31日まで

改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第8号区分の項第9号の項	55号給	45号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第8号区分の項第10号の項	55号給	45号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第9号区分の項第9号の項	63号給	53号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第2号の項	43号給	33号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第3号の項	39号給	29号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第7号の項	47号給	37号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第8号の項	43号給	33号給

## (3) 平成22年1月1日から平成23年12月31日まで

改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第8号区分の項第9号の項	55号給	49号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第8号区分の項第10号の項	55号給	49号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第9号区分の項第9号の項	63号給	57号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第2号の項	43号給	37号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第3号の項	39号給	33号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第7号の項	47号給	41号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第8号の項	43号給	37号給

## (4) 平成24年1月1日から平成25年12月31日まで

改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第 8 号区分の項第 9 号の項	55号給	53号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第 8 号区分の項第10号の項	55号給	53号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第 9 号区分の項第 9 号の項	63号給	61号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第 2 号の項	43号給	41号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第 3 号の項	39号給	37号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第 7 号の項	47号給	45号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第 8 号の項	43号給	41号給

(5) 平成26年 1月 1 日以降

改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第 8 号区分の項第 9 号の項	55号給	57号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第 8 号区分の項第10号の項	55号給	57号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第 9 号区分の項第 9 号の項	63号給	65号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第 2 号の項	43号給	45号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第 3 号の項	39号給	41号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第 7 号の項	47号給	49号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第 8 号の項	43号給	45号給

8 平成18年 4月 1 日から平成20年 3月31日までの間に新たに職員となった者(前項に規定する者を除く。)に対する次の各号に掲げる期間における改正後の退職手当実施規程別表イの適用については、当該各号の表の左欄に掲げる別表イの規定中当該各号の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 平成20年 4月 1 日から平成20年12月31日まで

改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第 8 号区分の項第 9 号の項	55号給	40号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第 8 号区分の項第10号の項	55号給	40号給

改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第9号区分の項第9号の項	63号給	48号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第2号の項	43号給	28号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第3号の項	39号給	24号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第7号の項	3級であった者で47号給以上の号給を受けていたもの	3級であった者で35号給以上の号給を受けていたもの又は2級であった者で44号給以上の号給を受けていたもの
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第8号の項	43号給	28号給

(2) 平成21年1月1日から平成21年12月31日まで

改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第8号区分の項第9号の項	55号給	44号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第8号区分の項第10号の項	55号給	44号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第9号区分の項第9号の項	63号給	52号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第2号の項	43号給	32号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第3号の項	39号給	28号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第7号の項	47号給	36号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第8号の項	43号給	32号給

(3) 平成22年1月1日から平成23年12月31日まで

改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第8号区分の項第9号の項	55号給	48号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第8号区分の項第10号の項	55号給	48号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第9号区分の項第9号の項	63号給	56号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第2号の項	43号給	36号給

改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第3号の項	39号給	32号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第7号の項	47号給	40号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第8号の項	43号給	36号給

## (4) 平成24年1月1日から平成25年12月31日まで

改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第8号区分の項第9号の項	55号給	52号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第8号区分の項第10号の項	55号給	52号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第9号区分の項第9号の項	63号給	60号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第2号の項	43号給	40号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第3号の項	39号給	36号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第7号の項	47号給	44号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第8号の項	43号給	40号給

## (5) 平成26年1月1日以降

改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第8号区分の項第9号の項	55号給	56号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第8号区分の項第10号の項	55号給	56号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第9号区分の項第9号の項	63号給	64号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第2号の項	43号給	44号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第3号の項	39号給	40号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第7号の項	47号給	48号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第8号の項	43号給	44号給

- 9 平成20年4月1日以降に新たに職員となった者(前2項に規定する者を除く。)に対する次の各号に掲げる期間における改正後の退職手当実施規程別表イの適用については、当該各号の表の左欄に掲げる別表イの規定中当該各号の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。



## (1) 平成20年 4月 1日から平成20年12月31日まで

改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第 8号区分の項第 9号の項	55号給	39号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第 8号区分の項第10号の項	55号給	39号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第 9号区分の項第 9号の項	63号給	47号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第 2号の項	43号給	27号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第 3号の項	39号給	23号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第 7号の項	3級であった者で47号給以上の号給を受けていたもの	3級であった者で35号給以上の号給を受けていたもの又は2級であった者で44号給以上の号給を受けていたもの
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第 8号の項	43号給	27号給

## (2) 平成21年 1月 1日から平成21年12月31日まで

改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第 8号区分の項第 9号の項	55号給	43号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第 8号区分の項第10号の項	55号給	43号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第 9号区分の項第 9号の項	63号給	51号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第 2号の項	43号給	31号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第 3号の項	39号給	27号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第 7号の項	47号給	35号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第 8号の項	43号給	31号給

## (3) 平成22年 1月 1日から平成23年12月31日まで

改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第 8号区分の項第 9号の項	55号給	47号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第 8号区分の項第10号の項	55号給	47号給

改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第9号区分の項第9号の項	63号給	55号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第2号の項	43号給	35号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第3号の項	39号給	31号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第7号の項	47号給	39号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第8号の項	43号給	35号給

(4) 平成24年 1月 1日から平成25年12月31日まで

改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第8号区分の項第9号の項	55号給	51号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第8号区分の項第10号の項	55号給	51号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第9号区分の項第9号の項	63号給	59号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第2号の項	43号給	39号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第3号の項	39号給	35号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第7号の項	47号給	43号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第8号の項	43号給	39号給

兵庫県人事委員会告示第2号

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年 3月24日

兵庫県人事委員会  
委員長 下 野 昌 宏

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程

( 職員の給与に関する実施規程の一部改正 )

第 1 条 職員の給与に関する実施規程( 昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号 )の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項に次の1号を加える。

(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律( 平成3年法律第110号 )第19条第1項に規定する部分休業  
第12条の2第3項中「取り扱う」を「取扱い、それを日に換算するときは、8時間をもつて1日とする」  
に改める。

第12条の3第4項第2号中「前日までの期間」の右に「( 当該期間の中途において新たに職員となつた者  
にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間 )」を加える。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項に次の1号を加える。

(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項に規定する部分休業  
第12条第3項中「取り扱う」を「取扱い、それを日に換算するときは、8時間をもつて1日とする」に改める。

第12条の2第4項第2号中「前日までの期間」の右に「(当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間)」を加える。

(職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程(平成7年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4 任命権者は、育児短時間勤務職員等(条例第3条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)に週休日の振替等を行う場合には、当該育児短時間勤務職員等に対する条例第10条第2項の規定に基づく正規の勤務時間以外の時間における勤務については、同項ただし書の規定により、他の職員よりも厳格な要件が定められていることに留意するものとする。

第3条の2第3項中「とは、」の右に「育児短時間勤務職員等以外の職員にあつては、」を、「命じてはならないことを」の右に「いい、育児短時間勤務職員等にあつては深夜において勤務時間を割り振ってはならないことを」を加える。

第5条第1項中「勤務時間」の右に「又は同条第2号の「不斉一型育児短時間勤務職員の勤務時間」を加え、「第2項又は第3項の規定に基づき定められた短時間勤務職員の勤務時間」を「第2項、第3項又は第4項の規定に基づき定められたこれらの職員の勤務時間」に改め、同条第2項中「第2項又は第3項」を「第3項又は第4項」に改め、同条中第6項を第7項とし、同項を次のように改める。

7 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員以外の職員にあつては8時間、育児短時間勤務職員等にあつては次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数、短時間勤務職員にあつてはその者の勤務日の1日当たりの勤務時間(1時間未満の端数は1時間とする。)をもつて1日とする。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

ア 育児休業法第10条第1項第1号 4時間

イ 育児休業法第10条第1項第2号 5時間

ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 8時間

(2) 育児休業法第10条第1項第5号に掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる職員の区分に応じ、次に掲げる時間数

ア 1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるもの 勤務日ごとの勤務時間の時間数

イ ア以外の職員 8時間

第5条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 規則第12条の3第1項の「当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数」に1日未満の端数がある場合には、同条の「当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数」は、当該端数を切り上げた日数を減じて得た日数に、当該変更の日の前日において第7項の規定に基づき得られる時間数から当該端数の時間数を減じて得た時間数を当該得られる時間数で除して得た数に相当する日数を加えて得た日数とする。

第7条第1項第12号中「とし、同号の「人事委員会が定める時間」は、40時間に条例第3条第2項又は第3項の規定に基づき定められた短時間勤務職員の勤務時間(当該勤務時間に1時間未満の端数がある場合にあつては、これを切り上げた時間。次号において同じ。)を40時間で除して得た数を乗じて得た数の時間」を削り、同条第2項中「が8時間とされている場合において当該勤務時間(短時間勤務職員の同項第11号及び第16号の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間)」を削り、同条第3項中「8時間(短時間勤務職

員の同項第4号、第11号及び第16号の休暇は、その者の勤務日1日当たりの勤務時間（1時間未満の端数は1時間とする。）」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間
  - (2) 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（8時間を超える場合にあっては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）
  - (3) 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、前号に掲げる職員以外の職員 8時間
- 第7条に次の1項を加える。

4 規則第17条第1項第4号に規定する一の年の初日から末日までの期間、同項第9号に規定する人事委員会が定める期間、同項第10号に規定する出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間、同項第11号に規定する一の年の初日から末日までの期間及び同項第16号に規定する6月から9月の期間（同号の規定により任命権者が人事委員会の承認を得て定める期間を含む。）（以下この項において「対象期間」という。）内において、規則第12条の3第1項各号に掲げる場合に該当したときは、当該該当した日（その日対象期間の初日である場合を除く。以下この項において「該当日」という。）における規則第17条第1項第4号、第9号から第11号まで及び第16号の休暇（以下この項において「特定休暇」という。）の日数及び時間数は、次に掲げる場合に依り、次に掲げる日数及び時間数とする。この場合において、対象期間内に2以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日と、当該直前の該当日においてこの項の規定を適用した場合に得られる日数及び時間数を当該該当日における特定休暇の日数及び時間数とそれぞれみなして、各々の該当日について同項の規定を順次適用した場合に得られる日数及び時間数とする。

- (1) 対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した特定休暇の日数に1日未満の端数がない場合  
対象期間の初日における特定休暇の日数から、同日から該当日の前日までの間に使用した当該特定休暇の日数を減じて得た日数
- (2) 対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した特定休暇の日数に1日未満の端数がある場合  
対象期間の初日における特定休暇の日数から、同日から該当日の前日までの間に使用した当該特定休暇の日数（当該端数を切り上げた日数）を減じて得た日数及び該当日において前項の規定により得られる時間数から当該端数の時間数を減じて得た時間数（当該時間数が零を下回る場合にあっては、零）

#### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する実施規程第12条の2の改正規定及び第2条中公立学校教育職員等の給与に関する実施規程第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する実施規程第12条の2の規定及び第2条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する実施規程第12条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第44号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成19年8月1日。以下「改正法の施行日」という。）以後について適用し、改正法の施行日前については、なお従前の例による。